

平成31年加美町議会第1回定例会会議録第1号

平成31年3月5日（火曜日）

出席議員（17名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂忠幸君	4番	三浦進君
5番	高橋聡輔君	6番	伊藤由子君
7番	木村哲夫君	8番	三浦英典君
9番	沼田雄哉君	10番	一條寛君
11番	工藤清悦君	13番	伊藤信行君
14番	佐藤善一君	15番	下山孝雄君
16番	米木正二君	17番	三浦又英君
18番	早坂伊佐雄君		

欠席議員（1名）

12番 伊藤 淳 君

欠 員（なし）

説明のため出席した者

町 長	猪股洋文君
副 町 長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	工藤義則君
危機管理室長	長田裕之君
協働のまちづくり推進課長	三浦勝浩君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	佐藤和枝君
特別徴収対策室長	浅野仁君
農林課長	長沼哲君

農業振興対策室長	嶋津寿則君
森林整備対策室長	猪股繁君
商工観光課長 兼ひと・しごと支援室長	岩崎行輝君
建設課長	三浦守男君
保健福祉課長	内海悟君
子育て支援室長	佐藤法子君
地域包括支援センター所長	千葉桂子君
上下水道課長	大場利之君
小野田支所長	岡崎秀俊君
宮崎支所長	今野仁一君
総務課長補佐	伊藤一衛君
企画財政課長補佐	佐々木実君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	二瓶栄悦君
生涯学習課長	遠藤肇君
体育振興室長	上野一典君
農業委員会事務局長	太田浩二君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

次長	内海茂君
主幹兼総務係長	内出由紀子君
主幹兼議事調査係長	後藤崇史君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 施政方針
- 第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会・開議

○事務局次長（内海 茂君） おはようございます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

開会に先立ちまして、先例に従い表彰状の伝達を行います。

このたび、町村議会議員として27年以上在籍し、地方自治の発展に顕著な功労があったとして、下山孝雄議員が全国町村議会議長会より表彰状を贈呈されておりますので、その伝達式を行います。また、同じく全国町村議会議長会より、議会の活性化について他の模範となる先進的な実績を残している議会として加美町議会が表彰されました。さらに、第38回宮城県町村議会広報選考会において、かみまち議会だより第60号が入選されたことをご報告いたします。

それでは、下山孝雄議員、議場中央にお進み願います。伝達につきましては早坂議長が行います。よろしくお願いいたします。

〔賞状伝達〕

○議長（早坂伊佐雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。12番伊藤 淳君より欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより平成31年加美町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり文書で報告がありましたので、ごらんいただきたいと思ひます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、13番伊藤信行君、14番佐藤善一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとお

り、本日から3月20日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は3月20日までの16日間と決定しました。

日程第3 施政方針

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第3、施政方針に入ります。

町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議員の皆様方、おはようございます。

また、きょうは傍聴にも来ていただいていますし、また、インターネットでごらんになっていらっしゃる町民の方々もいらっしゃると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、ただいま長年のご功績に対しまして全国町村議会議長会から表彰を受けられました下山孝雄議員、まことにおめでとうでございます。心からお祝ひ申し上げます。ますますのご活躍をご期待申し上げます。

また、先進議会としての表彰、広報紙の表彰等々、議会の活動が評価されていますことに対しましても心からお祝ひを申し上げ、敬意を表したいと思います。

本日、ここに平成31年加美町議会第1回定例会が開会されるに当たり、町政運営の基本方針と主要施策の骨子を申し上げ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年は全国各地で自然災害が多発し、甚大な被害に見舞われました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。幸い、本町は大きな被害に見舞われることがなく、改めて安全で住みよい町であることを認識させられました。また、町の取り組みや町民の活躍などが数多く新聞等に取り上げられ、他の地域から注目された一年でもありました。

一方、昨年1年間で亡くなられた方は387人と合併後2番目に多く、生まれてきたお子さんは100人と過去最少となり、人口減少や少子高齢化が大きな課題となっております。

このような状況の中、町では、善意と資源とお金が循環する人と自然に優しい持続可能な町を目指し、平成27年に第二次加美町総合計画「加美町笑顔幸福プラン」を策定し、重点プロジェクトに掲げる「里山経済の確立」、「健幸社会の実現」、「子ども・子育て応援社会の実現」を目指し、各種施策をスタートさせました。折しも、国を挙げての地方創生が始まり、本

町においては県内の他自治体に先駆けて人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる「イカノエ戦略」を策定し、地方創生関連交付金等を有効に活用し、議員の皆様や町民のご理解とご協力をいただきながら職員一丸となって取り組んでまいりました。

私はこれまで、たびたび、「私たちは、現在を生き、未来をつくる。たとえその未来に私たちがいなくても、そこには子どもたちがいるから」と、マハトマ・ガンジーの言葉を引用してまいりました。

今、改めて、現在を生きる私たちの使命は、このすばらしい加美町を持続可能な町にして次の世代に引き渡すことであると強く感じています。

そのためには、魅力あるまちづくり、地域力の向上、財政力の維持の3つのアプローチが重要であると考えています。

最初に、魅力あるまちづくりのために取り組んできた地方創生事業の成果について申し上げます。

「イカノエ戦略」の第一に掲げる移住・定住の促進につきましては、東京での移住セミナー開催、新婚・子育て世帯向け宅地分譲、住ま居る補助金の創設、地域おこし協力隊の積極的な受け入れ、国立音楽院の誘致などを行ってきた結果、昨年11月末現在、町の事業を通して123人が移住してきました。また、町内の298人が住ま居る補助金を活用して町内に家を求めており、子育て世帯等の町外への流出に一定の歯どめをかけることができました。

持続可能なまちづくりで最も重要なのが生産年齢人口の維持であることから、本町では平成32年度の生産年齢人口を国立社会保障人口問題研究所の推計よりも280人上昇することを目標に取り組んでまいりました。その結果、平成30年度の町の目標値1万2,483人をさらに167人上回る結果となりました。引き続き、18歳までの医療費無料化等の子育て支援を継続し、「子ども・子育て応援社会の実現」を通して、子育て世帯にとって魅力あるまちづくりを進めてまいります。

観光の振興につきましては、昨年4月にオープンしたボルダリング施設、やくらいWALLの利用者が昨年12月末現在で6,000人に達しました。6月、東北発のランニングバイクパークをオープンし、10月に大会を開催したところ、北は北海道、南は沖縄から300人を超す未就学児が参加、総勢1,200人の来場者でにぎわいました。7月に実施したツール・ド・347は今年の5倍、10月に実施したシートゥーサミットは今年の2倍の参加者があり、アウトドアスポーツを通して着実に交流人口が増加しています。

新年度につきましては、アウトドアランド形成事業を継続するとともにイベントの見直しを

図り、より効果的な観光振興施策を講じてまいります。

薬用植物の栽培につきましては、和漢薬研究所との契約に基づき、昨年の2倍となる40アールに2種類の薬草、ムラサキ、トウキを栽培しました。1月30日には、農水省大ホールで行われた同省主催のシンポジウムにおいて事例発表を行うことができました。新年度は作付面積を約80アールにふやし、栽培技術の確立に向け取り組んでまいります。

また、6次産業化チャレンジ助成金を活用し、農産物加工・販売施設整備等に取り組む農業の方々を引き続き支援してまいります。

エネルギー自給率の向上につきましては、昨年4月に新電力会社、かみでん里山公社を設立いたしました。8月から町内32の公共施設、12月からは56の公共施設に電気を供給し、ことし1月末現在で500万円弱の電気料金の削減が図られています。また、かみでん里山公社の経営も順調に推移しており、今後、町内からの電力調達と民間事業者への電力供給を行うなど、エネルギーの地産地消を図ってまいります。

以上のとおり、地方創生の取り組みは着実に成果が出始めています。

しかし、持続可能な町をつくるためには、行政主体の地方創生事業に加え、地域住民主体の地域力向上の取り組みが必要不可欠です。

そこで現在、旭地区において、旭小学校の閉校後の利活用とあわせて地域運営組織設立に向け活発な議論を重ねていただいています。新年度は、全町的に説明会や研修会を開催し、住民みずからが地域の将来について考え、話し合う機会を提供するなど、自主自立の地域づくりを推進してまいります。

持続可能なまちづくりにとって必要な3つ目のアプローチは、財政力維持の取り組みです。

平成29年度末の地方債残高は、昨年度末の144億8,000万円から140億5,000万円に減少し、実質公債費比率は7.6%と健全な水準を維持しています。しかしながら、地方交付税の減少等により経常収支比率が91.4%に上昇するなど、財政の硬直化が進んでいます。

新年度においては、歳入の確保対策、歳出の構造改革など、今後の財政見通し等について見直しを行い、財政健全化への確かな道筋を確保するため計画を策定することにしています。また、財政計画を立てる上で業務改善が必須となることから、事務事業の検証や公共施設の最適化等も含め行政改革を進めてまいります。

こうした取り組みには職員の意識改革が必要であり、あわせて町民のニーズを的確に捉えた対応能力等も重要でありますので、職員の資質向上も図ってまいります。

新年度の予算案は以上の考え方にに基づき編成を行ったもので、その概要についてご説明申し

上げます。

一般会計の予算総額は132億円、平成30年度の133億3,000万円と比較しますと1億3,000万円、率にして1.0%の減となりました。陶芸の里スポーツ公園陸上競技場やB&G海洋センターの整備事業など増加要因がある一方で、大崎消防本部庁舎整備事業の完了や公債費の減少などにより予算規模は減少しています。

歳入の主なものについて、平成30年度当初予算と比較しますと、町税は25億535万円で1,418万円、0.6%の増、地方消費税交付金は4億7,000万円で1,000万円、2.2%の増を見込んでいます。

また、地方交付税は、普通交付税の一本算定等に伴い5,000万円の減が見込まれますが、災害復興特別交付税で1億円の増を見込み、合計で5,000万円、1.0%増の52億5,000万円を見込んでいます。

国庫支出金は9億2,288万円で1億1,124万円、13.7%の増、県支出金は7億5,112万円で1,551万円、5.5%の増となっています。

繰入金は11億2,975万円で882万円、0.8%の増となっており、合併振興基金から1億4,220万円、交流資源利活用推進基金から4,300万円、ふるさと応援基金から2,235万円、そのほか財政調整基金から9億円を繰り入れています。

町債は11億9,050万円で4億8,620万円、29.0%の減となっていますが、借りかえ分660万円を除いた実質的な地方的な地方債発行額は11億8,390万円となっています。

次に、主要施策について、町の総合計画で掲げている6つの将来像に沿ってご説明申し上げます。

再生可能エネルギー等助成事業につきましては、これまでの一般家庭用太陽光発電システム、薪ストーブ等に加えて家庭用蓄電池とペレットストーブの導入助成を新設し、一層の節電や災害時の電源確保、地球温暖化防止と環境保全意識の高揚を図ってまいります。

バイオマス産業都市構想における温泉交流センターゆ〜らんどへの薪ボイラー導入事業につきましては、現在、調査、基本設計を行っているところで、ゆ〜らんどに最適な機種及び導入方法等の検討を行っています。今後、実施設計、施設整備を行うとともに、薪の供給体制の検討も行い、森林資源の活用を推進してまいります。

新年度から大崎地域広域行政事務組合の新しいリサイクルセンターが稼働することに伴い、小型家電リサイクルや白色トレイのリサイクルなど、ごみの再利用・資源化を一層促進してまいります。

また、昨年度に引き続き、使い切り・食べ切り・水切りの3切り運動や3010運動の普及啓発を推進し、ごみの減量化に努めてまいります。

ただいまの取り組みが、「人と自然が共生する持続可能なまち」に向けての取り組みでございます。

2番目の「健やかで笑顔あふれるまち」づくりの取り組みでございます。

「子ども・子育て応援社会の実現」に向け、子ども医療費の高校生までの無料化や子育て応援出産祝い金の支給など、引き続き子育て世代の経済的負担の軽減を図り、安心して産み育てられるまちづくりを推進してまいります。

幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的として策定した第1期加美町子育て支援計画が今年度で満了することから、関係機関と調整を図りながら第2期加美町子ども・子育て支援事業計画の策定を進めてまいります。

ことし4月に民間事業者によって新たに小規模保育園が開設され、3歳未満児の待機児童の解消に大きな効果が期待されることから、新制度における施設型給付費及び地域型保育給付費による支援を継続してまいります。

また、本年10月以降に実施される幼児教育・保育の無償化については、国、県より制度の詳細が示され次第、速やかに周知を図り、円滑な実施に努めてまいります。

子どもの虐待対策については、関係機関と連携を図りながら、深刻化する児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、より充実した相談体制について検討してまいります。

誰もが健康で心豊かに暮らせる「健幸社会の実現」に向けて、第Ⅲ期健康増進計画「げんき加美町21」に基づき、町民の健康づくりを推進してまいります。

オリジナル健康体操「加美町元気わくわく体操」については、子どもから年配の方まで誰もが手軽に運動に取り組めるようにさらなる普及に努めてまいります。

成人保健対策では、がん患者の就労や社会参加を支援し、療養生活の向上を図るため、新たに医療用ウィッグ購入助成事業を実施します。また、乳がん検診の対象者を35歳から30歳に引き下げ、若い年代からの乳がん予防対策に努めてまいります。

母子保健対策としては、妊婦・乳児健診などの費用助成を継続するとともに、臨床心理士による「ママのこころの相談室」、助産師による産前産後サポート事業、産後ケア事業の充実を図ってまいります。また、子どもの発達相談事業を継続し、個々の子どもの特性に応じた子育てができるよう支援してまいります。

自殺予防対策につきましては、傾聴ボランティアなどの人材育成や専門相談の開設、また、各種啓発事業を行い、関係機関と連携を図りながら、生きることへの包括的な支援を行ってまいります。

予防接種事業では、任意で実施する流行性耳下腺炎及びロタウイルスワクチンの費用助成を継続するとともに、新規事業として39歳から56歳までの男性を対象に風疹の抗体検査及び予防接種を実施してまいります。

高齢者が自立して生きがいを持ち、元気に暮らせるように心身の健康増進や介護予防、生きがい対策の充実を図ってまいります。

高齢者向け町営住宅シルバーハウジングについては、これまで小野田地区及び宮崎地区にそれぞれ整備を行ったところで、今後、中新田地区での整備につきましても検討してまいります。

また、高齢者温泉入湯助成事業、老人クラブ活動及びミニデイサービス事業への支援、加美町シルバー人材センターへの運営助成などを継続してまいります。

介護保険事業につきましては、急速な高齢化に伴い今後も要介護認定者の増加が見込まれることから、第7期介護保険事業計画に基づき、居宅介護サービスや地域密着型サービス、施設介護サービスの適切な給付に努めてまいります。

障がい福祉につきましては、介護給付や訓練等給付など、必要な障がい福祉サービスの確保に努めるとともに、補装具費の支給や地域生活支援事業による日常生活用具給付、訪問入浴、移動支援、自立支援医療制度、心身障がい者医療費助成制度を継続して実施してまいります。

また、障がい理解の促進のための啓発活動を展開し、障がいのある人が安心して自分らしい生活を送れる地域づくりを進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年4月から都道府県単位化され、都道府県と市町村がともに運営を担っています。誰もが安心して医療が受けられるよう、国民健康保険事業の安定的な運営に引き続き取り組んでまいります。

40歳から74歳までの特定健診事業につきましては、受診率向上に努めるとともに、生活習慣病の重症化予防事業などを実施し、被保険者の健康保持・増進と医療費適正化に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、広域連合と連携を図りながら制度の円滑な運営に努めてまいります。

地域支援事業におきましては、高齢者の健康レベルに応じた適切なサービス利用で、介護の重症化予防につながるよう支援してまいります。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進のかなめとなる在宅医療・介護連携推進事業につきましては、引き続き加美郡医師会を初め関係機関と連携を図りながら推進してまいります。

さらに、高齢者の虐待対応等、権利擁護に努めるとともに、増加している認知症の方々が安心して生活できるよう、認知症総合支援事業等の対策を強化してまいります。

3点目、「安全・安心で快適に暮らせるまち」づくりの取り組みでございます。

町民の生命、財産を守るため、引き続き消防・防災体制の充実強化、防災意識の高揚に努め、災害に強い安全なまちづくりを推進してまいります。

地域防災計画につきましては、本町で想定される地震災害や風水害を重点に、国や県の防災計画との整合性を図りながら改訂を行ってまいります。

地震災害につきましては、自助・共助を基本とした地域防災力と行政・関係機関等の公助が連携した総合的な減災対策が重要であり、防災・減災力の向上に努めてまいります。

風水害につきましては、近年多発している集中豪雨を想定した対策が必要であり、浸水想定規模の見直しに伴った浸水ハザード情報、土砂災害ハザード情報、避難所情報などをまとめた「防災マップ抜粋版」を新たに作成し、既存の防災マップと併用し、町民の防災意識の高揚に努めてまいります。

消防団につきましては、消防ポンプ積載車の更新を計画的に進めるとともに、消防資機材の整備充実を図り、安心して活動できる環境づくりに努めてまいります。

交通安全対策につきましては、警察署、交通安全協会、交通安全母の会等と連携を図りながら、交通秩序の保持及び交通事故防止により一層取り組んでまいります。

また、子どもや高齢者の交通事故防止に向け、幼稚園や小学校、各行政区等において交通安全教室を開催し、交通安全意識の啓発を図ってまいります。

防犯対策につきましては、警察署や防犯協会、関係機関等との連携のもと、交通防犯指導員による各行政区等での防犯教室開催や広報紙配布など、被害に遭わないよう意識の啓発を図ってまいります。また、犯罪の未然防止を図るため、防犯指導隊や安全安心パトロール隊による定期的な巡回活動を実施して、地域住民の安全意識高揚に努めてまいります。

防犯灯につきましては、みやぎ環境交付金を活用し、省エネ及び二酸化炭素の削減に効果のあるLEDの設置を計画的に実施してまいります。

8,000ベクレル以下の汚染廃棄物の処理につきましては、本町では400ベクレル以下の汚染廃棄物をすき込みにより減容化することとし、平成29年度から3地区で実証試験を行い検証してまいりました。その結果や住民説明会等での意見を踏まえ、新年度から町有農地で本格的なすき

込み作業を実施します。また、400ベクレルを超える汚染廃棄物については、安全に保管するためフレコンバックの更新作業を行います。今後も、関係団体等との連携を図るとともに、国や県、他団体等と協議をしながら適切に対応してまいります。

下水道事業につきましては、城生前田地区の冠水被害の解消を目的に雨水管渠整備事業を実施しています。また、汚水対策事業として、施設の更新に対応するためストックマネジメント計画を策定してまいります。

浄化槽事業につきましては、下水道処理区域外を対象として平成30年度までに627基を設置しています。新年度においても40基の設置を予定しており、今後も水洗化を進めてまいります。

水道事業につきましては、給水人口の減少等に伴い給水量が年々減少し、厳しい経営状況にあります。安全・安心な水の安定供給を確立するため、引き続き経費節減、未収金対策の強化に努め、持続可能な水道事業経営を行ってまいります。

新年度は、水の安定供給を確保するため、多田川浄水場のろ過設備ポンプとpH計の更新工事と、大池沢ポンプ場送水ポンプの更新工事を実施するほか、他施設においても計画的な更新工事等を実施し、施設の長寿命化を図ってまいります。

幹線道路の整備につきましては、大江線、役場・切込線等を継続して実施し、大江線については一部歩道設置工事を残し全線拡幅工事が完了します。また、生活関連道路につきましては、天王・鳥嶋線改良工事、小野田宮崎線舗装工事など15路線の整備と、昨年度から改良工事を実施している西町沖線、花楽小路についても継続してまいります。

橋梁等の点検につきましては、国の基準により5年に一度の頻度で実施することが義務づけられており、調査対象となる橋梁266橋について今年度で1巡目の調査が完了しました。2巡目の点検となる新年度は63橋を計画しています。なお、1巡目の調査完了に伴い、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、2メートル以上の橋梁全ての長寿命化修繕計画を策定します。

また、橋梁修繕事業につきましては、新年度において五輪橋外2橋の修繕工事と、鳥屋ヶ崎橋外2橋の修繕工事に係る詳細設計業務を実施してまいります。

冬期間の安全な通行確保につきましては、長清水宮崎線の防雪柵設置工事を継続して実施します。また、除雪ドーザ1台を更新し、除雪体制の充実に努めてまいります。

都市計画道路の整備計画につきましては、当初決定から20年以上経過した長期間未着手路線について、廃止並びに変更等を含めた見直し調査を継続して実施してまいります。

国道347号につきましては、早期に24時間通行が可能となるよう、安全対策の強化と一般通行規制の早期解消を働きかけてまいります。また、バイパス化も含めた改良整備促進について、

引き続き関係機関に要望してまいります。

筒砂子ダムにつきましては、国土交通省東北地方整備局鳴瀬川総合開発工事事務所において、基本計画策定に向けたダムサイト・原石山等の地質調査及び環境調査、用地調査のほか、国道347号つけかえ道路の設計を行っています。

町では、鳴瀬川総合開発促進期成同盟会においてダム建設促進に関する要望活動を行うとともに、建設予定地の住民及び地権者に対し十分な対策が講じられるよう関係機関に働きかけてまいります。

また、寒風沢地区の地域振興と地区住民の生活基盤の安定を図るため、田川ダム関連寒風沢地区地域振興計画に基づき旭・寒風沢線道路改良事業を継続して進め、新年度は改良工事を実施いたします。

民間住宅への支援につきましては、町民の生命や財産を地震災害から守るため、継続して取り組んでいる木造住宅耐震診断助成事業とその診断結果に基づく木造住宅耐震改修工事助成事業についてさらなる促進を図るため、ダイレクトメール等の広報活動を行っています。

民間住宅リフォーム助成事業については、省エネを伴うリフォームを町内事業者が施工した場合に助成するもので、地域の経済効果も生み出しています。

また、小学校を中心とした半径500メートル以内の通学路沿いにあるブロック塀の安全確保を図るため、新年度からブロック塀等除却事業を実施してまいります。

空き家対策につきましては、加美町空き家等対策計画に基づき、空き家の利活用と危険家屋撤去の両面で取り組みを強化してまいります。

空き家バンクにつきましては、これまでに売買、賃貸合わせて29件の契約が成立しています。引き続き情報発信に努め、空き家の利活用推進と移住・定住の促進につなげてまいります。

住民バスにつきましては、安全な運行体制を徹底し、利用者のニーズにお応えできるよう、随時、運行形態の見直しを検討してまいります。また、高齢者と中学3年生を対象にバス利用に関する啓発事業の実施や、免許返納者への運賃軽減制度の周知徹底に努めるなど、新規利用者の拡大に努めてまいります。

移住・定住促進の施策として、今年度は東京都内を会場に首都圏在住の方などを対象とした移住セミナーに計7回参加し、延べ65人から相談を受け、加美町での暮らしに必要な住まい、仕事などの情報提供を重ねています。新年度も引き続き首都圏等を会場に移住セミナーを開催するとともに、加美町に興味を持ち、ぜひ訪れてみたいと希望する方を対象とした、移住体験型プライベートツアーを企画、開催し、移住者の積極的な誘致に取り組んでまいります。

新婚・子育て世帯向けに整備した小野田地区の宅地分譲地、下原レインボービレッジ13区画については、記載には9区画とありますが、11区画が成約済みで39人が移り住む予定となっています。残り2区画の完売に向け、ファミリー住ま居る住宅取得補助金や全期間固定金利住宅ローン「フラット35」の金利引き下げなど、優遇制度のPRに努め、若者の町外流出に歯どめをかけ、他市町からの移住促進に努めてまいります。

平成27年から実施しているファミリー住ま居る住宅取得補助金は、これまでに125件の申請を受け、112件交付しています。入居者数は382人となっており、このうち30世帯84人が町外から転入し定住しています。交付件数の半数に当たる56件を町内の施工業者が請け負っており、地域経済への効果も高いことから、今後も事業を継続してまいります。

地域おこし協力隊事業につきましては、平成30年度までに受け入れた隊員は計22人となっており、任期を終えた13人のうち、これまで5人が自立して町内に定住しています。新年度は農業とアウトドア活動に従事する隊員計3人の採用を予定しており、これまで以上に地域おこし活動の推進及び定住促進につなげてまいります。

4点目の「魅力あふれ、豊かでにぎわいのあるまち」づくりについての取り組みをご説明します。

農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、主食用米の需要量の減少、さらには中山間地域における鳥獣被害の拡大など、相変わらず厳しい状況が続いています。

米政策については、これまで国が行っていた生産数量目標の配分がなくなり、昨年は県の農業再生協議会が示す生産の目安を作付面積の基準として取り組んでまいりましたが、農家経営の安定を図るためには主食用米の価格維持と水田の有効活用による所得の確保が必要不可欠であり、今後も生産者及びJA加美よつば等の集荷団体、行政が一丸となって取り組んでいかなければなりません。

このため、経営安定所得対策等の取り組みのみならず、国及び県の制度や補助事業を積極的に活用し、園芸や畜産等による複合経営を一層奨励しながら、経営力と農業所得の向上に取り組んでまいります。

平成29年12月、持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システムが世界農業遺産に認定されました。本町としましても、多様な資源を巡るツーリズムを核とした交流人口の拡大、ブランディングによる価値の共有と向上を通じた持続的農業の推進、人材育成の推進による農業の知恵の継承を目指し、新規就農者の支援、持続可能な農業経営のための施策を推進してまいります。

薬用植物等栽培事業につきましては、これまでの栽培経験をもとに独自のムラサキ栽培マニュアルの作成に至りました。取り組みから5年目となる新年度は、試験栽培を継続しながら、さらなる栽培技術の向上を図ってまいります。

6次産業化の推進につきましては、地域資源を生かした新商品の開発、販売促進等に対する助成として、6次産業化チャレンジ助成金制度を創設しており、これまで餅加工施設、甘こうじ加工施設など7件に対し支援を行ってまいりました。新年度も引き続き意欲ある農林業者等の6次産業化を支援してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、ニホンザル用大型捕獲おりの設置に加え、近年被害が増加しているイノシシ対策として、くくりわなや侵入防止柵の設置等を引き続き推進し、農作物の被害防止に取り組んでまいります。

町営薬菜原放牧場につきましては、効率的な畜産経営を推進するための拠点施設として、今後も畜産農家のニーズにきめ細かに対応した運営に努めてまいります。

圃場整備事業については、継続地区として東鹿原地区、高城地区において面整備、補完工事等を行うほか、平成33年度の事業採択を目指し、月崎・清水地区、小野田東部地区の受託調査業務を行ってまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、活動に取り組む42組織により、農地及び農業施設の管理等を含めた農村環境の保全に努めてまいります。

中新田地区の集落基盤整備事業につきましては、道路改良4路線、防雪柵設置1路線、排水路改良1路線を実施してまいります。また、豊かなふる里保全整備事業を活用し、3路線の水路整備を実施してまいります。

林業につきましては、植林、下刈り、除間伐等の森林育成事業を着実に実施するとともに、森林資源循環を重視した林業経営及び地場産材の利用促進に努めてまいります。

町有林の管理につきましては、森林経営計画に基づく計画的な施業に努め、間伐材の売り払いによる収入の確保を図るとともに、公共建築物等への町産材供給に積極的に取り組んでまいります。

私有林の管理につきましても、新たに始まる森林経営管理制度に基づき、経営管理意向調査の実施や経営管理集積計画の作成により、森林資源の適切な管理を推進してまいります。

林道につきましては、良好な林業経営に資するよう適切な維持管理に努めてまいります。

水産業につきましては、鳴瀬川及び田川の豊かな水産資源確保のため、アユ、イワナ、ヤマメの放流を継続するとともに、鳴瀬・吉田川漁業協同組合等との連携により交流人口の増加も

図ってまいります。また、カワウなどによる被害防止や外来魚の放流禁止の啓発、生息情報の収集にも努めてまいります。

人口減少や高齢化に加え、空き店舗が増加するなど、地元商店街は依然として厳しい状況が続いています。

町では、商工会と連携しながら、中小企業、小規模事業者への支援と商店街のにぎわいづくりに取り組んでいます。10月には消費税の増税が予定されていることから、新年度におきましても地域経済の活性化を図るため、割り増し商品券の発行や中新田地区商店街の振興策について検討するとともに、後継者の育成や各種事業への支援を継続してまいります。

また、食彩市場みやぎきどどんこ館につきましては、運営を担っている協議会と連携しながら、地域の情報発信や宮崎地区商店街の活性化に努めるとともに、隣接するまちづくりセンターにつきましても木育施設の充実を図るなど、利用者が使いやすい施設となるよう努めてまいります。

消費者行政につきましては、消費生活専門相談員を配置し、多重債務や悪質商法、特殊詐欺などの相談に対応し、被害防止の啓発に取り組んでいます。相談内容も多様化していることから、関係機関と連携を深めながら問題解決に当たってまいります。

観光事業につきましては、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会や加美町観光まちづくり協会と連携を図りながら、県内外に向けイベント情報等を発信してまいります。

また、伝統的なお祭りに加え、モンベルのフレンドタウンやジャパンエコトラック、ボルダリング施設やランニングバイクコースなどを生かし、交流人口の拡大に努めてまいります。

企業誘致につきましては、地元企業と新たに県内外から工場立地を検討している企業との技術・生産連携に向けた橋渡し役や調整役など、企業間のマッチング支援を通して新規の事業所誘致と地元企業の新たな産業分野への参入につながるよう支援してまいります。

大崎管内の有効求人倍率は、昨年11月末で1.42倍と高倍率で推移しています。雇用形態としては、正規社員の求人件数が5割を超えるまでになったものの、雇用のミスマッチ、待遇面での条件改善、仙台圏との賃金格差などから、慢性的に人手不足の状況にあります。引き続き、加美町無料職業紹介所とハローワークとの連携を図りながら、効果的に求職者支援に取り組んでまいります。町民向け求人情報回覧は、その効果が顕著であることから、今後も継続して実施し、企業と求職者双方のニーズに対応してまいります。

加美町新規学卒者雇用奨励金交付制度は、これまで地元企業延べ85社に173人が就職し、うち49人が町外からの転入者となっています。引き続き、制度の活用を事業主に働きかけ、若者

の雇用拡大と地元への定着につなげてまいります。

地域の資源及びビジネスアイデア等を活用し、新しい発想で新商品の開発、販売を行う起業者を育成、支援する、起業者育成支援事業助成金交付制度につきましては、起業者の事業費等の負担軽減を図るため、新年度もこの制度により支援をしております。

5点目、「だれもが学ぶ幸せを感じられるまち」についての取り組みを示します。

少子化、高齢化の進展、家族や地域社会の変容により学校や子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、教育課題も深刻かつ複雑化しています。このような中、本町教育振興の基本を定めた加美町教育等の振興に関する大綱は、今年度で対象期間の終期を迎えることから、時代の変化に対応すべく、これまでの成果を検証し、新たな大綱を策定します。町と教育委員会がより一層の連携を強化し、知・徳・体の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成を目指すとともに、生涯学習の基礎を培い、優しさとたくましさを兼ね備えた心の教育、生きる力の育成に努めてまいります。

学校教育に関しては、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導を充実させるため指導主事を配置し、学校を支援する機能を強化しております。

特に学力向上につきましては、本町の子どもたちにとって大きな課題であり、全体的な底上げを図ることが必要と考えています。そのため、全国学力調査や町独自の学力調査の結果等を分析、活用し、学校における効果的な取り組みや課題解決に向けて、昨年立ち上げた、「加美町学力向上会議」を核とし、児童・生徒の学力向上を図っております。新年度においては、宮城県総合教育センターとの連携による学校サポート事業を継続するとともに、中学校区ごとの小・中連携による9年間の学びの連続性を確保し、基礎学力の定着に努めてまいります。

また、深刻な状況が続く不登校問題等につきましては、学校生活への自発的な復帰を支援する「かみ町子どもの心のケアハウス」を今年度開設しています。引き続き学習指導や家庭訪問、教育相談等を実施するとともに、スクールソーシャルワーカーや学校、保護者、関係機関と連携しながらこれら諸問題に対応してまいります。

教育環境の整備につきましては、緊急度、優先度をもとに教育環境の整備、改善に取り組んでまいります。

また、児童・生徒の学力の基礎となる読解力等の向上を目指し、学校図書の実績と学校図書館支援員の増員を行います。

さらに、教員の長時間労働を改善し、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、統合型校務支援システム導入に向け調査検討を行ってまいります。

ことし4月、宮崎小学校と旭小学校が統合し、新生「宮崎小学校」として新たにスタートします。これまで約1年半にわたり両校児童が交流活動を実施してまいりました。このたび、宮崎小学校の校庭に「夢咲花壇」と題して統合記念の花壇が両校の全児童により設置されましたが、文字どおり両校児童の夢が咲き誇るよう教育環境の整備に努めてまいります。

また、鹿原小学校と東小野田小学校の統合につきましては、保護者及び地域住民の理解が得られるよう引き続き懇談を重ねてまいります。

さらに、中学校の再編についても具体的な方針を定めるとともに、魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実を図ってまいります。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な幼児教育の充実をより一層図ってまいります。

具体的には、園内研修等のサポートや幼児教育・保育相談等を行う幼児教育アドバイザー派遣事業を活用し、幼稚園教諭や保育士等の資質向上を図ってまいります。

また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、教師との意見交換や合同研修会、保育参観や授業参観などを通じて連携を図ってまいります。さらに、幼児の発達状態等に応じた指導を充実させるため、幼児教育コーディネーターを教育委員会内に配置し、町内の幼稚園、保育所、認定こども園、公立と私立の垣根を越えて取り組んでまいります。

加えて、遊びを中心とした豊富な生活体験を通じて、学びの基礎をしっかりと育んでいけるよう保護者及び関係機関との連携にも努めてまいります。

町内2つのスポーツクラブが統合し、「総合型地域スポーツクラブ」としてNPO法人かみジョイが発足することから、円滑なクラブ運営や事業展開が図れるよう支援し、町民のスポーツ環境の向上に努めてまいります。

また、小学生に夢や目標を持つことのすばらしさや仲間と助け合うことの大切さを伝える「こころのプロジェクト夢の教室」を引き続き実施し、青少年の健全育成に取り組んでまいります。

中新田B&G海洋センターにつきましては、本町の代表的な地域スポーツであるカヌーの普及に努めるとともに、障がい者の方々にも体験できるよう指導環境と施設整備を進めてまいります。

陶芸の里スポーツ公園陸上競技場につきましては、2020年5月に5年間の公認期間が満了になることから、公認継続に向けた施設の改修工事を行ってまいります。

ことし2月25日、平石駐チリ大使及びフィオル駐日チリ大使ほか、ご来賓立ち会いのもと、本町はチリ共和国パラリンピック委員会と合意書に調印いたしました。それを受けて、9月に

はチリ選手団の合宿を受け入れることにしています。あわせて、地方創生関連交付金等を活用し、施設整備を行ってまいります。

チリのホストタウン事業の推進を通して、青少年の育成、共生社会の実現、スポーツツーリズムの推進につなげてまいりたいと考えています。

地域の文化を次の世代へと発展、継承していくために、引き続き町民の文化活動を支援し、文化振興に努めてまいります。また、指定無形民俗文化財13団体への伝統文化継承と後継者育成の支援、指定建造物管理者への維持管理支援も実施してまいります。

文化財の周知活動として、加美町文化財めぐりや小中学校などへの文化財出前授業を実施し、文化財愛護意識の高揚を図ってまいります。

なお、加美町社会教育委員会の提言書に基づき、宗左近記念縄文芸術館については中新田図書館内への移転作業を実施するほか、芹沢長介記念東北陶磁文化館についてはふるさと陶芸館へ統合再編するための具体的な方策を検討してまいります。

町民がいつでも、どこでも、だれでも自由に楽しく学べる機会を提供し、生涯学習を通じたまちづくりを推進してまいります。

賀美石地区放課後子ども教室推進事業及び学校支援活動事業を継続するほか、子どもたちに芸術文化鑑賞の機会を提供する青少年劇場小公演や地域課題等について考える生涯学習講演会を開催し、生涯学習の充実に努めてまいります。

公民館事業につきましては、地域活動の拠点施設として、それぞれの特色を生かした事業を進めてまいります。また、地区公民館につきましては、地区コミュニティ推進協議会と連携を図りながらサービスを向上させてまいります。

中新田公民館につきましては、中新田公民館整備検討委員会の答申をもとに未来を見据えた施設整備を進めることとし、新年度は設計業務を実施してまいります。

図書館事業につきましては、サービスの向上に努め、誰もが気軽に利用できる図書館として利用拡大を図ってまいります。さらに、生涯にわたってみずから読書を楽しむ習慣が身につくよう、子どもたちの読書環境の充実に努めてまいります。

中新田文化会館につきましては、クラシックコンサートを初めシャンソン、ポピュラーなど、多彩な自主事業を開催するほか、地域の拠点ホールとして積極的な事業展開を行ってまいります。

小野田文化会館につきましては、地域住民の文化活動の場として自主事業に取り組むとともに、住民参加のミュージカル開催など、音楽のまちづくりの推進に努めてまいります。

6点目の「住民と行政の協働による自立したまち」についてご説明します。

地域力向上支援事業につきましては、昨年度より地域おこし協力隊員や集落支援員を配置するなど、支援体制を強化しています。また、行政区長や地域の若者などが中心となり地域運営組織の設立に向けた準備委員会を設置し、地域活性化や新たな地域自治の仕組みづくりに取り組んでいます。

その中で、閉校となる旭小学校の跡地利活用が地域活性化の重要なポイントであるとの認識から、昨年10月には、旭小学校跡地等利活用に関する提案書が提出され、町としては提案いただいた内容を旭小学校跡地等利活用計画に最大限反映させたいと考えています。

今後、他の地区においても、住民の皆さんが地域について考え、話し合いができる環境づくりを支援し、持続可能な活気にあふれた地域づくりを推進してまいります。

町民提案型まちづくり事業につきましては、活動団体の育成と計画策定や体制づくり等の準備期間を確保するため、提案事業の公募を前年度に行い、町の担当部署との連携強化を図るなど、実効性及び継続性の向上に取り組んでまいります。

また、次代を担う子どもたちの、まちづくりに参画する機会の確保やまちづくりを担う人材育成に努め、町民の参画と協働によるまちづくりを推進してまいります。

男女共同参画社会の実現に向け、第二次男女共同参画プランを策定し、3年目となります。平成30年度における女性委員の登用状況は38.4%と、県内市町村において2番目に高い値となりました。引き続き、女性活躍推進法や働き方改革など、昨今の社会情勢や国、県の施策の動向を見ながら各種啓発活動等に取り組んでまいります。

これまで述べてきた施策を効果的かつ効率的に進めるため、組織体制についての見直しを行います。

地方創生の推進と地域におけるまちづくりの推進を図るため、「まち・ひと・しごと推進課」を設置し、協働のまちづくり推進課については業務分担を行い廃止します。あわせて、各課等の事務分掌を見直し、係ごとの業務についても整理を行ってまいります。

また、教育委員会の事務局に「パラリンピックホストタウン推進室」を設置し、事前合宿の対応や交流等の推進を図ってまいります。

職員の配置につきましては、行政需要に對し的確に對応できる組織を維持し、効率的かつ実践的な職員配置等を行ってまいります。

加美町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の維持管理や修繕、更新等に向けた方向性を示す個別施設計画につきましては、平成31年度中に公共施設の統廃合等を含む今後の方向性

について、各種計画との整合を図りながら検討してまいります。

平成の時代が終わり、新しい時代が始まろうとする中、新年度の施政方針について所信を述べさせていただきます。

冒頭申し上げましたように、私たちの使命は、このすばらしい加美町を持続可能な町にして次の世代に引き渡すことです。そのため、地方創生の推進、地域運営組織の確立、行財政改革の推進を通して、魅力あるまちづくり、地域力の向上、財政力の維持に積極果敢に取り組む必要があります、私自身、その実現のため全身全霊を傾けてまいりたい覚悟です。

ホンダの創始者本田宗一郎氏は、「チャレンジしての失敗を恐れるな。何もしないことを恐れろ」と、成功するためにはチャレンジし続けることが大切だと教えています。町政経営についても同じことが言えます。失敗を恐れ、挑戦というエンジンをとめた瞬間、町は衰退の一途をたどることになります。

新年度におきましても、議会の皆様との意思疎通を図りながら、終わりのない挑戦を続けてまいりたいと思います。

何とぞ、共生、協働、自治の理念に基づき、善意と資源とお金が循環する人と自然に優しい持続可能な町を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上で施政方針が終わりました。

暫時休憩いたします。11時20分まで休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

日程第4 一般質問

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ再開いたします。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、3番早坂忠幸君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔3番 早坂忠幸君 登壇〕

○3番（早坂忠幸君） トップバッターでの質問となりましたので、よろしくお願い致します。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告しました2点について質問させていただきます。
なお、町長からの、最初の質問につきましては再質問もいたしますので、時間短縮のため簡潔にさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、町長の公約達成状況と成果について伺います。

町長は、平成27年の無投票再選を経て、2期目も5カ月余りとなり、2月には3選出馬を表明されました。

これまで取り組んできました下記の点について、公約達成状況、成果について伺います。

1点目、矢越、西田の両町有地をどのように考えているのか。

また、中新田公民館、中新田商店街拠点施設、博物館等が計画されていますが、公共施設等管理計画との関連について伺います。

2点目、イカノエ戦略、これについては農業とエネルギーは質問しませんので、よろしくお願いいたします。地方創生関連事業による国立音楽院やアウトドアランド形成事業などの今後の取り組みについて伺います。

3点目、放射能汚染廃棄物処理について、学区単位での住民説明会後の進め方はどのようにするか伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、トップバッターの早坂忠幸議員のご質問、公約の達成状況と成果についてお答えをさせていただきます。

まず、平成27年の私の公約、実は大きく2つでございました。1つは指定廃棄物最終処分場候補地からの白紙撤回、そして地方創生の取り組みと。いわゆる守りと攻めの公約を掲げさせてもらいました。皆様方のご協力をいただきまして、不可能と思われていた指定廃棄物最終処分場候補地からの白紙撤回をなし遂げることができました。町民の皆様方にも議員の皆様方にも感謝を申し上げたいと思います。その上でご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、庁舎建設についてでございますが、これまで私は就任当初から庁舎は西田に木造でコンパクトにということを書いてきております。この考えに変わりはありません。この問題を考えるときには、やはり原点に戻って寄附者の意思というものを私はまずは尊重すべきだと思っております。このことについてはまだ実現をしていないわけでありましてけれども、やはり3年半前からまず我々が取り組むべきことは、このふるさとを守るための指定廃棄物最終処分場候補地からの白紙撤回と、これにまず全力を投入するということ。そして、次のステップとし

て魅力あるまちづくりを行っていくということ。こういったことが先決であろうというふうに思っておりましたので、地方創生の事業に皆さん方のご理解、ご協力をいただきながら取り組んできたというところでございます。

そういったことから、庁舎問題については余りこれまで議論をしないできたわけでありまして、けれども、以前にもお答えさせていただきましたように、当面、現在の庁舎を使用し、合併特例債が活用できる平成40年度までには庁舎の新築あるいは増築も含めた検討をするべきであるというふうに考えているところでございます。

また、矢越の町有地につきましては、条例では将来の庁舎用地ということになっておりますが、国道が交差する交通の要所でもあり、雇用の創出、高齢人口の増加、地域資源を活用したほかの循環を生み出すような活用が望ましいというふうに考えております。あの場所を有効活用しませんが、せっかく年間80万人以上の菓業に來ている方々が中新田には立ち寄らず、仙台から色麻、菓業、そして色麻を通過して帰っていくというこの流れを変えることはできませんので、やはりそういった中新田地区にも人を呼び込むという視点も私は大事だろうというふうに思っております。この点について今後広くやはり町民の皆さんの意見も聞きながら、議会の皆様方と協議を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

現在計画されています事業と、それから公共施設等総合管理計画との関連ということでございますが、現在進めております個別施設計画におきましては、施設ごとに具体的にその方向性を定めていくこととしております。施設ごとに個別に具体的な検討というものは難しいため、関係課による部会等で検討することというふうにしております。

中新田公民館のように施設の老朽化が激しく、町民からの要望も強いため、中新田公民館整備検討委員会を設置し、その整備の方向性を検討してきております。また、博物館については、社会教育委員会がたびたび議論を重ね、提言をしてきておりますので、その提言の方向性をもって個別施設計画に反映させていきたいというふうに考えております。

個別施設計画においては既存施設を計画的にどうしていくかということでありまして、中新田地区の商店街の拠点整備のような新しく整備をする施設については、計画との直接的な関連性はございません。しかしながら、財政的な面も含め、施設の整備や大規模改修等が集中しないよう、計画年度についてもあわせて方向性について示していく必要があると考えておりますので、平成31年度中に個別施設計画の大枠を示せるように進めていきたいと考えております。

地方創生関連事業、いわゆるイカノエ戦略についてのご質問でございます。

国立音楽院宮城キャンパスには現在29名の学生が在籍をしております。卒業・修了予定者は

現在6名、そのうち3名が継続して勉強する意欲を示しております。残りの3名中2名は就職や実習で仙台に移動すると伺っております。1名は町に残り、実習の傍ら宮城キャンパスでの講師のサポートをするというふうに伺っております。

また、新年度、現時点で34名が出願しております。よって、あと数名、出願を検討している方がいるとも聞いておりますので、在校生は合計で60名ほどを見込んでいただいております。開校して3年目を迎えて学生数も徐々に伸びてきておりまして、今後も引き続き国立音楽院と連携しながら音楽のまちをPRし、若者たちを呼び込んでまいりたいと思っております。

国立音楽院が開校してくれたことに大変感謝をしております。これだけの若者たちを呼び込むことは容易なことではございません。国立音楽院が来たことによって、これだけの方々が来ている。新年度については、福岡、愛知、東京、新潟からも学生が入学すると聞いております。町で、みんなでやはりこの国立音楽院の若者たちを歓迎し、彼らにとってこの町が第2のふるさとなるように、たとえこの町を離れてもたびたび町を訪れるような、そういった受け入れ体制をとっていければというふうに思っております。

薬菜地区を中心とした交流人口の増加を目的に加美町アウトドアランド形成事業に着手をいたしまして、そのためにモンベルとも協定を結んだところでございます。行政が苦手とします魅力あるアウトドアコンテンツの開発と、モンベルの会員は既に92万人になっておりますので、こういった方々に向けた情報発信を行うための事業を進めてまいりました。2年間で施設と備品の整備は整いまして、薬菜地区に関しましては平成29年度の入り込み客数87万2,000人に対して、平成30年度は87万8,000人で行いました。6,000人の増加でございますが、実は各行楽地、猛暑で入り込み客が大変減っているというふうな話も聞いておりますので、その中で6,000人が増加したということは、これは大きな成果だろうというふうに考えているところでございます。もっともこのアウトドアとやぐらいの温泉、食、さまざまなものと組み合わせることによって交流人口の増加を見込めるものと考えております。

平成31年度は地方創生事業3年目を迎えて、レンタル事業、イベント事業など、これまで関連交付金を活用して実施してまいりました。広告、宣伝としましては、平成30年度は宮城県内で販売されている広告媒体を活用し、広域的に加美町のアウトドアの知名度を上げるPRをいたしました。平成31年度は東北6県の幼稚園に配布される情報誌を活用し、ランニングバイクを中心にPRを行いたいと考えております。また、仙台圏エリアでポスティングされる情報誌を活用し、広い年代に薬菜地区等をPRすることを重点に置いて、誘客に努めてまいりたいと

考えております。

また、人材育成も継続的に行ってまいります。2年間で培った経験と知識を生かしたツアーの開催を計画しています。平成30年度はモンベルから広報と人材の協力をいただき、ツアーを開催しましたが、平成31年度は広報面においては持続的に協力いただきますが、人材の育成に対する協力は必要最小限に抑え、加美町観光まちづくり協会が地方創生推進交付金を活用し、平成32年度にガイド協会を立ち上げるため、今月4日に第1回目の研修会を開催する予定にしております。町民みずからがガイドとなってアウトドアツアーを実施できるように取り組んでまいりたいと考えております。平成31年度も、この2年間で積み重ねた知識や経験を生かしながら関係団体と協力し合い、さらなる交流人口の増加に努めてまいり所存であります。

放射性汚染廃棄物処理についてのご質問でございます。

住民説明会の今後の進め方でございますが、これまで2回、関係する行政区単位で説明会をしたわけでありまして、町の処理計画に対し了解が得られるようになれば、雪解け後に委託予定先でありますみやぎ農業振興公社と現地調査を行い、裁断の際のハウスの設置場所、保管場所からすき込み農地への運搬経路等を決定し、6月下旬ごろからの事業を開始し、6月ごろの搬出、7月をもって完了としたいというふうに考えております。それをご理解いただくための説明会ということも、まだ日程は決定しておりませんが、小学校区単位で実施していきたいというふうに思っております。毎年しております町政懇談会の時期に合わせるということも考えているところでございます。

また、事業実施後にはモニタリングを行いまして土壌調査、水質調査、空間線量調査等を定期的に行いまして、広報紙、ホームページにおいて随時町民に周知をしてまいります。

また、事業実施区牧草の安全を図るため、フレコンバックの詰めかえと言いますが、そのものをそのまま新たなバックに詰め込むという更新作業につきましても、農家保管分については農畜産物被害対策協議会で実施していただきまして、町保管分については町が直接業者に業務委託をし、実施する予定となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） いつもよりかなり短く答弁いただきまして、ありがとうございました。時間短縮できそうです。

それでは、1点目の公約達成状況、成果の中の1点目について質問しますが、今の町長の答弁では矢越が人を呼び込む施設であって、あと西田はコンパクトという答弁でした。そ

れで、町長が初めての町長選のとき、矢越、西田が候補地として争点となりました。これは皆様もご存じだと思いますけれども、そのとき町長は、地産地消の木造新庁舎を西田に無借金、それもムクで10億円でつくることを公約に掲げて当選したわけです。これは前にも私は1回か2回お話ししているんですけれども、就任後間もなく、今度は総事業費15億2,700万円、平成27年度完成を議会に提案して否決されました。そのときの否決の理由は、公約した金額の大幅な増、5億円以上多くなっていますよね、そして建設場所でした。その後、職員、来庁者の安全確保のためとの説明で現庁舎の耐震補強を行いました。その時点では、それをやっても新庁舎を建設しないとの説明は一切受けた記憶がありません。新庁舎建設に対しては多くの議員がこれまで何度も質問をしてきました。また、私を含め5人の新人議員、新人と言えるどうかかわらないんですけれども、6年目を迎えました。この6年間、町長から新庁舎建設に関する議案等、協議等、一切ありませんでした。

町長にお聞きしたいんですけれども、この争点を、要するに矢越、西田の今後の利活用、先ほど人を呼び込むとかコンパクトというお話を受けたんですけれども、これはいつまでもぼかし続けないで本気になってもう考えないと、あの一等地が無駄になると、私はそう思っているんですけれども、町長、どうですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりだと思っております。先ほど申しましたように、やはり物事には優先順位がございます。1期目でやれること、2期目でやれること、やらなければならないことというものがあると思っております。先ほど申し上げましたように、やはり私の2期目での最大の公約、最大私が力を注がなければならなかったことは、指定廃棄物最終処分場の問題でございます。所信表明を改めて私も読んだわけでありましてけれども、その中でこの8月28日の午前と午後2回にわたり環境省が調査を試みたと。この日は私にとって町長2期目のスタートの日であったと。実はスタートの日からこの阻止活動、これが私の初仕事になったわけでございます。ですから、これに全力を注入すると。そういった中で、町を二分するかどうかわかりませんが、庁舎問題を議論するのは私は適切ではなかったというふうに思っておりますので、そのことについては全く取り組むことはいたしませんでした。

次に、最終処分場問題が一段落をした時点で、まだその時点では白紙撤回ではなかったわけでありましてけれども、今度はまちづくりに取り組むことが最重要課題でありました。折しも、国でも地方創生というものを掲げて、やる気のある自治体に対して地方創生関連交付金を交付して支援をするということになりましたので、町としましても地方創生に全力を傾けました。

この庁舎問題に取り組むこととなりますと、役場の職員も大変な時間、労力を費やすこととなります。ですから、あれもこれもやはり一緒にはできないわけですから、まずはやはりこの機を逃さずに地方創生に取り組むということを選択させていただいたわけでございます。大分この4年間で、先ほど申し上げましたように3年半で地方創生の成果が上がってきてまいりました。新年度はこれをさらに継続、推進してまいりたいと思っております。

やはり次に取り組むべきこととして、私は特に矢越の利活用、庁舎問題も含め、これにやはり取り組む必要が思っておりますので、適切な時期に、そう遠くない将来にきちっと皆様方に町としての、私としての考えを再度お示しさせていただいて、町民の皆さん方にもご議論いただく、議員の皆様方にもぜひご議論いただいて有効に活用してまいりたいと。あわせて庁舎についても解決をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 今答弁いただいたんですけれども、1期目は庁舎、2期目は指定廃棄物と、それに全力を挙げてきたという答弁でした。それが終わったら庁舎かなと思ったら、まちづくりですよ。その後に矢越、西田を考えるとという答弁でしたけれども、これは今後もずっと続くのかなと思って心配事なんですけれども、これについてはこれからも我々も一緒になって考えていかなければならない案件だと思っております。

それで、指定廃棄物関係は後で質問しますので次に行きますけれども、中新田公民館の建設についてちょっとお聞きします。あれについては、その前に町で熱心に取り組んできまして、先に計画されていまして商店街拠点施設、あれがもうどこに行ったかわからないような状態です。私から言わせれば、その辺はどうなっているんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長兼ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

商店街活性化拠点整備に関しましては、新たに今年度、中新田商店街活性化拠点整備推進委員会ということで立ち上げまして、これまで5回会議等を開催してまいりまして、14名の委員さん方に特に中新田地区の中心商店街の活性化についていろいろご協議をいただいてまいりました。昨日ですが、1年間の取りまとめということで提案書の取りまとめを委員長、副委員長から町長に手渡しをしていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 本年度5回開催して進めるということなんですけれども、私が思うには公民館も拠点施設も同じだと思うんですけれども、いつも感じることは、関係する委員会の答申を尊重するんだと。それは大変大事だと思います。ただ、これが進まないのは、やっぱり施設を建てる場合は委員会独自ではなくて、町の考えがあって、ある程度委員会にも伝えないからこう遅くなるというか、ねじれ現象が起きるというか、なると思うんですけれども、どうですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長兼ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

今回のこの拠点整備の推進委員会につきましては、平成30年度立ち上げということなんですけど、これを立ち上げるまでにメンバーは違いますが、時間をかけて中新田地区の拠点について、主に商店街の方々ですが、いろいろ時間をかけて考えてこられたという経緯がございまして、その中には町の職員も入って一緒に勉強してきて、いろいろその年度年度ごとに皆さんから意見を出していただいたものを積み上げてきて、一旦、この平成30年度の委員会とはいわゆる連続性というのはないんですが、そういったこれまでの下地は十分生かされているのではないかなというふうに思っておりますし、商店街の方だけが一方的に意見を出されているということではなくて、中に職員も入っておりますので、町側の考えとかをやりとりしながらこれまで来ているというふうに考えております。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 商店街の拠点整備に関しては、やはり自分事と捉えてほしいんですね。町からこうします、ああしますということではなく、自分たちの商店街をこれからどうしていくかというその議論からやはり始めるということが私は大事だと思っております。ですから、まさに協働のまちづくりという視点に立って議論を重ねていただいたわけですが、ただ、残念ながら最初のプランについては、では誰がそれを担うのか、運営するのかというところでストップをしてしまったというところなんです。ですから、実際、議論を重ねながらやった結果、当初描いていた姿には至らなかったということでございます。

今回の答申については、新たに全てゼロベースで話し合っていたようにございます。ここの中では、中身については前のものと大分重複するもの、あるいはしないものがありますけれども、まだ私も全部を読んでいるわけではありませんが、ぜひ観光まちづくり協会が入って総合案内所、情報発信をしてほしいと。そこが一番の要望事項のようでございます。

ですから、町としては、これを受けまして町内でこの提案を十分検討した上でどのようにこ

れを進めていくか、その委員の方々あるいは議会の皆さん方とも情報を共有しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、図書館に関しましては、これは2万七、八千人の利用者がいるわけでありましてけれども、こういった方々からの強い要望がございまして、実際使っている方々の意見が大事でございますので、そういった方々の意見を踏まえて今進めているというところでございます。ご理解いただければと思います。失礼しました。今の話は、済みません、公民館ですね。失礼しました。頭の中では公民館と言ったつもりでした。公民館でございます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 拠点施設については大分前から話をしてきましたよね。それで、今の町長の答弁、ちょっとおかしい部分があったんですけども、自分のことと考えて皆さんがやるんだというようなお話を今されたんですけども、これが頓挫したというか延び延びになっているのは、町のほうで福祉部門を入れるという案を出したから、議会のほうでなかなかそれでは庁舎も関係するということで、そのように私は捉えているんです。まずその辺は頭に入れておいてもらえればいいですから、答弁はいいですから、次に移りますから。だから、その辺、協議会だけじゃなくて自分のこととか、その辺は私は違うと思っていました。

それから、次に公民館のほうで質問しますけれども、併設されているあゆの里物産館がありますよね。指定管理者の加美町振興公社とたまたま話をする機会があったんです。この今回の公民館の建設に際して壊すことは話されましたと。物産館を今後どのようにするのか、例えば解体のままで何も、それで終わりなのか、公民館と混同できるようだったら併設するのか、新たな場所に建設するのか、そういうのはまた公社では物産館ではどのように考えているのかという、そういう話が一切ないそうです。話している方がいれば話してほしいんですけども、だから先ほども言ったんですけども、委員会の答申を前面に出しているのはわかるんですけども、指定管理者もいるわけですよ、使っている。その方々との打ち合わせがないようです。これはつくる側の教育委員会なんだか、物産館を管理している観光課なのか、どうだかわからないんですけども、わかっている方がいればお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） おはようございます。生涯学習課長です。

今ご質問のありました物産館の関係ですが、これまでもお話をさせていただいておりましたが、公民館建設に関しましては、物産館に関してはその部分に関して入らないということでございます。

物産館の今後の部分に関してでございますが、こちらにつきましては商工観光課なりでお願いをしたいということでお話はさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） やっぱり話は通じていないような感じに受けました。そういうことではだめなんですよ。物産館について今後どのようにするかというのは、公社との打ち合わせがまずありきですよ。それをやらないと、公社のほうではずっと使用しているわけですから、どういう方向にいくかというこれからの計画がありますよね。例えば修繕とか備品購入とか人員配置、いろいろあるんです。そういうところが全然、どうしたらいいんだかということができないんだという話をされていました。これについてはこれ以上言いませんけれども、今後しっかりした計画といたしますか、そういう話し合いをして、それから建設ありきで進めないといろいろな問題が起きてくるはずですよ。

それで、全部同じなんですけれども、矢越、西田の有効活用を決めて、これらの施設、今まで言った公民館とか拠点施設とかについて、公共施設等管理計画、個別計画があるんですけれども、それらを全て検討して進めるべきと私は思うんですけれども、どのように考えますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 個別計画については既存の建物でございますので、新規については対象外でありますけれども、そのように全体的な絵を描いて進めるということも、当然これはそのとおりだというふうに思っております。一方で、庁舎問題というのはそう簡単に1年、2年で片がつくということではないと思っております。

その中で、例えば公民館について言えば、利用していらっしゃる方々、ご高齢の方も多いわけですから、やはり何年も今のような状況のままご使用いただくというのは問題があるんだろうと思いますので、これはこれできちっと整備をし、生涯学習の拠点としてご高齢の方のみならず若い方々も、子育て支援の拠点にもなるような整備を、やはりこれは遅滞なく進めていくことが重要なんだろうというふうに思っております。

中新田商店街の拠点整備に関しては、矢越の利活用と当然これは関係が出てくると思っております。ただ、将来的にどう活用するか、先ほど私の考えとしては人を呼び込むような、お金を循環させられるような使用の仕方が適当だと思っておりますけれども、それにしてもやはり商店街に、そこからまた人を呼び込むということが必要ですから、やはり商店街は商店街の中に何がしかの人を呼び込むための拠点というものが必要なんだろうと。そうでないと、たとえ

矢越に人を呼び込むような施設ができたとしても、小野田、宮崎に行くかもしれないけれども、中新田の商店街には足を踏み込まないということも出てくるだろうと思いますので、やはり商店街の拠点ということについても、昨日新たな提案をいただきましたので、これから一緒に進めてまいりたいと思っております。

また、先ほどの町からの提案といえますのは、何人かの方々から町から提案がなければこの事業は進まないというふうなご意見がありましたので、町としてはそれを受けて提案をさせていただいたわけであります。ですから、いずれにしても一番最初の提案については、やはりその担い手が結局はいろいろ議論したけれども見つからなかったということが最大の理由でございますので、そのところはご理解いただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 公共施設等管理計画については新規事業が対象外だということなんですけれども、今度の予算にのるかどうか、まだ確認していないのでわかりませんが、もう来年二、三年の分は入れてやらないと私はだめだと思いますね。その辺は考え方の相違でしょうからこの辺でやめますけれども、次にイカノエ戦略関係で質問します。

1つ確認しておきたいことがあるんですけども、やっぱりこれは本年度も施政方針、先ほどの町長の施政方針で大きな柱となっております。国立音楽院は当初計画にほど遠い入学者数でした。アウトドア関連事業備品の利用状況の低迷、バイオマス化事業の中止、これらの財政負担、費用対効果と事業効果が上がっていないことから、2年連続の不認定の要因となったわけですね。

その中で確認しておきたいことが何点かあります。1点目は、各常任委員会からことし、去年あたりかな、ことしから当初予算に対する要望事項が出ていますよね。その中で、私は総務建設常任委員会なんですけれども、当初予算に対する要望内容でイカノエ戦略について記載したものがあつたはずですよ。その内容は把握していますか、この予算編成の段階で。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課、課長補佐。

○企画財政課長補佐（佐々木 実君） おはようございます。企画財政課の課長補佐でございます。

当初予算の編成に当たりまして、議会のほうから提出された編成方針を参考にさせていただきながら予算の調整、編成に当たったという経緯はございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 多分、今手持ちもないんでしょうから、イカノエ戦略については総務建

設常任委員会では多分イカノエ戦略の検証ぐらいで出しているはずですが、2年連続の不認定の大きな要因となった関係上、1回検証してくださいよということだから聞いたんです。ところが、施政方針にも大きな柱と載っていましたから、この辺を検証して進めてもらわないと、我々が何のためにやっているか全然理解できなくなります。

それから、これまで議場のやりとりの中ではっきりしないことが2つほどあるんです。

最初に、国立音楽院の経営計画、これは生徒募集の人員なんですけれども、質問すると人員が当初と違っているんですね。それから、9月決算時で不認定になったその後の議会に対して町長報告がありますよね。定員の4割となっているというものが来ましたね。あれは3割未満なんですよね、私から言わせれば。まずそれが1つ。

あとは、どどんこ館の採算額、これは9月定例会で1億2,000万円がひとり歩きしているとの質問だったんですけれども、それは聞きましたら、年間の運営管理費が1,200万円なので単純にその10倍だと。採算額は当初から算出されていなければだめだと思いますね。どどんこ館については本当の採算額を教えてくださいたいと。

この2点、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課、課長補佐。

○企画財政課長補佐（佐々木 実君） 企画財政課長補佐でございます。

早坂議員がご質問されました最初の入学者の人数が少ないのではないかというお話でございました。これにつきましては、平成27年10月の全員協議会の際に入学生については当初計画ということで説明したものだとは理解しております、その際には平成31年の入学者につきましては156名という数字でございました。それが、平成29年2月の長期利用申請時に変更ということで変更した際には、平成31年の入学者につきましては108名というふうに下方修正しております。実績として今現在なんですけれども、在校生は平成29年で17名、それから平成30年で29名、また、平成31年に入ってくる方は施政方針でも申し上げましたけれども、合わせると今のところ60名になるというような状況になってございまして、その数字からしますと変更時の108名から60名ということになりますと56%程度、それから当初説明したときに使った156名という数字からすると38%ということで、先ほどの4割、3割というような数字なんだろうなというふうに思っております。

そのようなことで計画の数字には達していませんけれども、学校説明とか回った実績で入学者がどんどんふえているという状況がございまして、今後も努力しながら、入学者の増加に努力してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まずご理解いただきたいのは、ここは株式会社国立音楽院が経営をしているということでございます。私学助成金も一切いただいておりません。町からの運営費補助も一切いただいておりません。株式会社、カンパニースクールとして独自に経営をしているということであります。当然、その中で定員をどうするか、教員をどうするか、もう全ての計画は学校独自で行っております。

ですから、本来町が、あるいは国が関与すべきところはございません。まずその原則をご理解いただきたいと思っております。これは地方創生とも、何ら問題はございません。国がこのことに対して地方創生の関連交付金の返還を要求しているわけでもございません。逆に高い評価をいただいております。

実は、文科省から5年ぶりに廃校プロジェクトを行いますと。つまり廃校の活用優良事例、これをまとめて今年度中に文科省が出すそうです。我々がアピールしたわけではありませんけれども、文部科学省から電話がありまして、ぜひ申請をしてくださいということで今申請をしております。恐らく全国の廃校の優良事例として選ばれることになるだろうと思っております。ですから、国からも高く評価をされているものでございます。

あとは、国立音楽院が独自にきちっと経営をしていくと。どうもやはりあのキャンパスそのものは、先ほど108名と言いましたけれども、それぐらいが適正規模のようです。ですから、開校前と開校してからと、当然企業ですから、採算ベースを考えながらその施設をどう活用していくかというふうな計画の変更というのは、当然これはあり得るわけですね。そのところをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長兼ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

先ほどのどどんこ館についてのご質問でございますが、さきに1,200万円と申し上げました歳入は、営業の事務費が300万円、そして管理経費が約900万円ということでの1,200万円でございますが、これは当初900万円でしたが、今年度といいますか、平成31年度、新年度で概算を出しますと600万円ぐらいになりそうでございます。ですので、管理経費については600万円ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） これが、開校するために国立音楽院がつくった募集の案内関係ですよ。

この中にここですね、初年度生徒募集が平成29年度で7学科53名と載っていますよね。それから、先ほど佐々木課長補佐がお話した、これは国立音楽院に関する経営計画なんです。先ほど課長補佐が言ったように平成27年の全協の資料です。そのときには3年目、来年なんですけど156名、5年目では199名と、こういう資料があります。これはこれでよろしいんですけども、私が言いたいのは、この人数で計画によってあそこのところの改修とか全部をやったわけですよ。補助金をもらったり、要するに町の起債を使ったり、ですからあれがほとんどできるす前に下方修正というのはいかがなものかということで前にもお話ししたんですけども、それが私のここがおかしいんじゃないかという考えです。

それから、町長はさっき株式会社と言ったんですけども、前も最初のころは学校、学校と言って、途中で私は前回説明したときに町長のほうから逆に、企業ですからと言われてびっくりしたことがあるんですけども、町長は最初我々には学校との説明をずっとしてきたんですよ。

ですから、あと108名が適正ということなんですけれども、それであれば最初からあの面積を見てそのぐらいの規模にして、経営計画も途中で開校1カ月前にこうですよと言うのでは誰も納得しないんですよ。そのことで聞いたんです。何かあれば。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 学校と株式会社というのは矛盾しないんですね。いわゆる学校というのは、学校法人という学校と、それから先ほど申し上げたカンパニースクールという株式会社設立の学校とありますから、これは通常「学校」と言っています。通称ですね、総称して「学校」と。ですから、一言も私は「学校法人」と言ったことはございません。ですから、当初からこれはもう株式会社国立音楽院ということで皆さん方に、あえて「株式会社」とは言いませんでしたけれども、国立音楽院宮城キャンパスということでお話をさせていただいております。

実は、ある町では高校を誘致しようとしておりますが、この高校を誘致するためにはその各県での学校設立のための審議会を通らないと学校は設立できないんですよ。大変予定どおりに進んでいないようです。多額のお金もその学校に払って私学を誘致しようとしているようですけれども。ですから、この国立音楽院に関しては幸い株式会社でありますので、そういった県の審議会等々にもかけることなく、速やかに学校を設立することができたわけでありまして、株式会社がデメリットとは私は実は思っておらないんです。むしろ税金を使わず独自の経営努力でもって40年間学校を運営してきているわけですから、私はむしろ大変すばらしいと敬意を表しているところでありますし、株式会社だからこそ、私学助成金をもらっていないからこそ、

自由な発想で自由な取り決めができるという大きなこのメリットがあるんだろうと、町ともいろいろな連携をとっていけるんだろうというふうに思っているところであります。

人数の変更については、それは国立音楽院が独自にいろいろと調べた中で、やはり適正な人員はこれぐらいだということで変更なさったのだろうとっておりますので、ここに関しては町のほうがいいとか悪いとかおかしいというふうなことも言えないんだろうと。例えばほかの企業であっても、当初の例えば従業員の雇用数で想定していたものが変わるということはよくよくあるわけです。なかなか人が集まらないということがよくあります、この時点でこういった状況では。ですから、それに対して町が、雇用が少な過ぎるんじゃないかと、当初の計画と違うんじゃないかということは言えないわけなんです。

それから、町では実質3,600万円を改修費等々にかけておりますけれども、あの改修費は、地元の改修は地元の業者が回収しておりますから、ほとんどのお金が実は地元に残っているということなんです。

それから、学生さん1人、学生にしる何にしる1人が消費する額が、総務省で今124万円と言われておりますので、掛ける定住者ということになりますとそれなりの経済効果、何千万円という経済効果がありますし、当然ご承知のとおり、地方交付税の基礎算定にも人口がふえるか減るかということが非常に大きいわけですから、さまざまな面での経済効果、投資した以上の経済効果がもう既にあるというふうに認識をしているところでございます。よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 町長と私の意見が違うんでしょうから、それはしょうがないんですけども、町で事業をしたわけですよ、あそこね。それで、人数に対しては言えないと。一般の企業であれば、先ほど言ったとおり、企業が工場を建てて人数がふえたり減ったりするから、それは当然言えないと思うんですけども、あそこは町で事業をして、経営計画に基づいてそれだけのピアノの台数からあのぐらいにしたんですから、いずれ、私はこれをやめろという話じゃないんです。経営計画に基づいたものになるべく早く近づいてもらえればという思いで言っているわけですから、その辺は誤解しないでください。

時間もなくなってきたので、もう少しあったんですけども後の方にお任せして、次に放射能関係を質問させていただきます。

実は、施政方針で先ほど町長から本格的なすき込みは本年度からというお話でした。1月31日に鹿原地区で説明会があった際、その中で一番要望のあったのが400ベクレルを超えるものの

処理を早くしてほしいんだと。小野田地区以外、要するに中新田、宮崎でのすき込みはできないかとの話が保管農家からもありましたよね、町長も言いましたからね。これは400ベクレル以下の保管農家ということの質問に農林課のほうで答えたのが、小野田地区で1戸しかないそうなんですね。その他は全部400ベクレル超、だからずっと保管していなければならないんですよ、簡単に言えば。

それで、質問しますけれども、事実関係をちょっと教えてほしいんですけれども、町長は当時環境省に対して焼却炉の建設と誘致をお願いしたと聞いていました、私。その事実関係と、なぜ今混焼に否定的なのか、その辺を伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） その事実はございません。私が環境省に提案したのは、ペレット化ができないかということでございました。焼却でございません。ペレット化でございます。ただし、環境省の回答は、そのペレット化は最終処分には当たらないと。よって、それは国の事業としては認められないという話でした。つまり、ペレット化にして、いわゆる減容化をして保管するというための提案をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 混焼に否定的な答えが出ていないけれども。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 混焼について、私は別に否定的な発言をしておりません。現在、大崎が取り組んでいる試験焼却、今とまっております。いわゆる三本木内での十分な量が確保できないということで、今、試験焼却がとまっております。また再開するとも聞いておりますが、9月ぐらいまではかかるんだろうと。それから住民説明会をし、果たして本焼却に入れるかどうかは全く見通しが立っておりません。事業の差しとめの請求なども行われておりますので、裁判になっておりますから、これは全く見通しが立っていない状況でございます。

ですから、この混焼が、燃やせば簡単になくなるというふうに思っていられる町民もいるようですが、実はそう簡単に混焼ができるわけではありません。仮に本焼却が始まったとしても、やはりこの大崎の焼却炉で大崎の処分場に処分するわけですから、当然これは大崎のものが優先されるのは、誰が考えてもこれは当たり前のことです。これだけで10年かかると言われております。ですから、混焼するという事は実は非常に大変なこと、見通しの全く立たないことだろうと私は思っています。それから、やはり当然、風評被害というものも、これはある程度は考えざるを得ないだろうと。

それから、この問題を考えるに当たって、この指定廃棄物最終処分場、これがまだ実は終わっていないということを我々は忘れてはいけないと思っております。昨年でしょうか、新しい環境副大臣が来たときにこの話を持ち出しましたね。いずれまたこの問題が出てきます。ですから、この焼却ということについても、我々は非常に慎重に、このことも頭に置きながらこの処分ということは考えていかなければならないんだろというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 混焼をしなさいという意味ではないんですけども、私は混焼、先ほど町長はペレット化とかを言いました。それから、新聞報道では大郷町とか色麻町では400ベクレル以上もすき込みに加え堆肥化、混焼とか、いろいろ考えているんですよね。加美町はすき込みだけです。

旧田代放牧場に平成24年11月で7,000ロールあるんですけども、当初は町長は2年から3年で処理するとの議会答弁をここでしているんですよね。記憶にないかもわかりませんが、そういうことで私が思うのはいろいろやり方、混焼もあわせて、先ほど10年以上もかかるんだと。10年以上かかっても私はしょうがないと思います。ただ、400ベクレル以下だけにすると、それ以外が残るわけですよね。400ベクレル以下というのは3割に満たないんですよね、全体の28%ぐらいですから。ですから、その辺を考えていっていただきたいと思うんですけども、いかがですかね。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、基本的な考え方は、400ベクレル以下のものを安全にすき込みによって処理をし、減容化を図ることが大事でございます。これも三、四年ぐらいかかります。その間、しからは400ベクレルを超えるものについてどうするかということについて、実はいろいろな案はあります。ありますけれども、そのことをきちっと安全性等も確認し、地域住民の方々の理解も得ながら進めていく必要があると思っております。

このすき込みについても私有地にすき込みというふうな自治体も、そういう考えの自治体もあります。もとあった場所に戻すのであれば、これは400ベクレルを超えるもの、あるいは1,000ベクレル以下もこれはすき込むことはできるというふうに国は言っております。ただ、これもやっぱりきちっとした検証をしながら、慎重にこれは進めていくべきだと思っております。ですから、そういった案もあります。

それから、堆肥化というのも当然あります。ただ、加美町はご承知のとおり非常に量がある

ものですから、希釈するわけですので、当然その堆肥の量もかなり出てきますから、それをどうするかということもあわせて検討していきませんか、簡単にこれは堆肥化をしますよというわけにもいきません。色麻のようにごくわずかなものであれば、では堆肥化もやりましょうということが言えると思いますけれども、その処理のところまでを考えなければならないということでもありますので、ほかの自治体よりも量が多いだけにこの処理というものにはある程度やっぱり時間を要するだろうと思っております。

また、もし混焼するとなれば、大崎の方々は加美町のものを受け入れるとは到底私は思えませんので、加美町の中に焼却炉をつくり、そして加美町の中に最終処分場をつくりということでないか、これは進まないだろうと。果たしてそういったご理解が得られるのだろうかということもあります。

ですから、そういったこともさまざまなことを勘案しながら、ですからこれは一日も早くというふうな方々もいらっしゃるんですけども、これはその気持ちはよくわかります。私も同じ気持ちです。しかし、そう簡単に進めることのできない事業であるということをご理解いただければと、また、町民の方々にもご説明いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 私は、量が多いからこそ早く解決が必要だと考えています。

それから、広域の関係をちょっと町長が今話したからお話ししますけれども、広域には加美町分の負担金も納めていますから、その辺は当然混焼は訴えてしかるべきだったと考えております。この件に関してはこれでよろしいんですけども、最後に町長の気分を害するかもわからないんですけども、町長は就任当初からこの放射能に対する認識が甘かったような感じが私、何回かあるんです。

1つ目、平成25年6月にも質問をここでしました。初めての町長選のときの言葉が、放射マールマル発言、町長はわかっていると思うんですけども。それから、平成24年4月、農産物を初めてこの裏で測定しましたよね。そのとき私もちょうどいました。「アメリカは1,000ベクレル」との発言をしました、そのとき。びっくりしたのは、測定後、余った特用林産物があったんですよ。それにとった行動は、ここでは言いませんけれども、いまだに理解ができません。あと、今月の先ほど言いました鹿原での1月31日、そのときもやっぱり「アメリカは1,000ベクレル」という発言をしているんですよ。だから、ちょっと甘かったと思うんですけども、何かコメントがあれば。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） その甘いという意味がよくわからないんですけども、今、食品は100ベクレルということですね。震災直後は500ベクレルだったわけでありましてけれども、それがかなり厳しくなった。アメリカとかコーデリアルという国際機関が示しているのが、食品は1,000ベクレルなんですね。前提条件が違うんですね。私の記憶ですと、日本の100ベクレルというのは、我々が食する食べ物の中の90%か80%が汚染されているという前提なんです。一方、国際機関の前提は、我々が食する食べ物の中の、済みません、詳しくはつきりはあれですけども、20%とかそれぐらいが、10%か20%が汚染されているという前提なんです。ですから、その前提が違うものですから基準が全く違ってきているということなんですね。

では、現実に我々が今80%か90%が汚染されている食べ物を食べているかという、決して私はそうだと思っておりません。震災直後の福島はあるいはそうだったかもしれませんが、今、日本全国恐らくそれだけの放射能を含んだ食べ物を食べている方はいらっしやらないと思います。

ですから、この400ベクレルというのはどういう濃度なのかということをご理解いただくために私はお示ししたわけであって、ですからやみくもに、こう数値が高いものですから、必要以上にやっぱり恐れてしまうというところは我々にあると思います。ですから、そこはきちっとその400ベクレルというのはどのようなレベルなのかということをご認識していただかないと、この問題はもうゼロじゃなければだめだというふうに思っている方もいらっしやいますので、なかなか解決しないんだらうということでお話をさせていただいた、ご紹介させていただいたわけでございます。よろしくお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 別のほうのコメントもあるのかなと思ったら、ないので、これ以上はお話ししません。

時間も10分を切りましたので、2問目の今後の財政見通しについて質問しますが、予算編成における基金繰入額、これは前にもお話ししたんですけども、平成27年度以降から大幅な増額となっております。今後の財政見通しについて伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今後の財政見通しについてでございます。

ご指摘のとおり、平成27年度の当初予算より財政調整基金から繰り入れを行っているところでございます。新年度、今年度も9億円というものを計上しているところでございます。平成

30年度における財政調整基金からの繰り入れですね、補正後では7億円というふうになっておりますけれども、年度末の基金残高は26億円台になる見通しでございます。

新年度につきましても、一般財源が減少しておるところから、財政調整基金から前年度と同額の9億円を計上したところでございます。また、保育所、放課後児童クラブ施設へのエアコン設置や地域振興関連事業など、合併振興基金から1億4,220万円を繰り入れているところでございます。

町の財政的な構造については、歳入面では全体の4割を占める地方交付税が平成26年度から一本算定に切りかわりまして、合併算定替の特例加算額の段階的な縮減により財源不足が生じているところでございます。そのことをあらかじめ予想した上で財政調整基金というものを積み増してきたわけございまして、現在それを繰り入れしながら対応している状況でございます。

また、歳出面につきましても、公共施設の修繕、インフラの長寿命化などの課題に直面しております。また、第二次加美町総合計画に掲げた町の将来像を実現するために、待機児童の解消に向けて取り組み、少子高齢化の進展の対応、子ども医療費の充実、人口減少対策など、さまざまな行政課題に対応するため、やはりこの一定の予算規模というものの確保というものは必要なわけございまして、確保してまいったところでございます。

また、この職員数でございますが、大分削減をいたしまして、冒頭に申し上げたように実質公債費比率、将来負担比率などは着実に改善をされたところでございます。しかしながら、やはりこれも、冒頭に申し上げたように、経常収支比率が平成29年度で91.4%ということで上昇しておるのも事実でございます。このいわゆる普通交付税の減少と反比例する形でふえてきているということでございます。

また、職員の再任用制度が導入されましたので、職員数の削減というものも下げどまりという状況になっておるところでございます。一方では、加えて扶助費などの社会保障費、その他の経費、これはどの自治体も同様でありますけれども、あと老朽化した施設の維持更新等々に係る経費というものも、これも増加傾向にあるということでございます。

よって、この経常的な経費というものの予算に占める割合が高くなっていると、そして健全財政の硬直化が進展しているということでありますので、この財政の健全化というものが喫緊の課題であるというふうにご考えておるところでございます。

当面はこの歳入減少にしっかりと対応していくということが大事だと思っております。また、長い目で見れば、やはりこの人口減少、特に生産年齢人口の減少にいかんにかんがいをかけるかと

ということが非常に重要でありますので、やはり引き続きこの移住・定住策というものには取り組んでいく必要があると思っております。

当面は財調からの繰り入れによって財源不足を補うという予算編成が続きますけれども、ただ、これがいつまでも続くわけではありませので、事業の重点化、徹底したこの圧縮というものも進めていかなければならない。徹底したコスト削減にも努めていかなければならない。それから、やはり公共施設のマネジメントということが、当然これは大事になってまいりますので、予算規模の圧縮というものを進めていかなければならない。加えて、やはり歳入の確保というものにも取り組んでいかなければならないわけです。税金、それから税外収入ということも含めて予算の歳入の確保に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

施政方針で述べさせていただきましたように、我々の使命は持続可能な町をつかって次世代の皆様方に引き継ぐことですので、新年度には中期的な財政見通しを立て、将来にわたり持続可能な財政運営と安定した住民サービスを提供することを可能とする財政基盤の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方のご指導を賜りながら職員も一丸となって努力をしてまいりますので、どうかご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） それでは、何点か質問しますけれども、まず1点目なんですけれども、平成31年の当初予算が配付されましたけれども、そのトータル、一般会計なんですけれども、最初は129億円と聞いていました。それで、見ましたら3億円増の132億円となっていましたね。これらの3億円伸びた要因は何かあったんですか、129億円から3億円伸びたの。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課、課長補佐。

○企画財政課長補佐（佐々木 実君） 企画財政課長補佐です。

ご質問にありました当初129億円というような数字が現在132億円編成となったという、その要因ということでご説明をしたいと思います。

当初は129億円の数字設定、これは平成30年度の予算をベースに歳入と歳出で大きく変動するような要素を加味して収支を見積もったものでございまして、平成30年度の一般会計予算額は133億3,000万円でありました。この中に大崎広域消防庁舎の建設に係る負担金3億円、それから借換債約1億8,000万円が含まれておりまして、それらの減要因を除くと、平成31年度における投資事業とか、消費増税に伴う増加費用などを見込んで129億円と設定してありました。ですけれども、予算編成方針を出して、各課から陶芸の里スポーツ公園の3種公認の更新に伴って全面的な改修が必要とか、いろいろ小規模保育所の保育給付費が予想よりも増額となって

きたというようなことが影響しまして、現在の132億円の予算となったというような経緯でございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 次に、加美町では当初予算での全体の基金からの繰入額が平成26年度までは1億円未満だったんです。それ以降ふえ続けまして、平成27年は5億9,000万円、以降ふえ続けて平成30年度は11億2,000万円、こっちは町長の話にもあったとおり11億3,000万円とふえてくるんですね。

一方、基金の総額、昨年度の決算時点では75億円、要するに貯金ですよ、となっていました。これは初めて、前年度から見ますと、今までから見ますと1億円減ったんですね。初めての減額でした、調べましたら。今後も自主財源とか社会保障費の増とかといっぱいあるんですけども、この辺をよっぽど考えていかないと、まず基金はなくなるような感じがしますので、この辺は全体的に考えて進めていただきたいと思います。

あわせて、これに対する考えについては何かコメントがあればお願いしたいんですけども、その後、涌谷町が、新聞に載ったんですけども、病院会計の圧迫で財政非常事態を宣言していましたよね。自主財源の伸び悩み、やっぱり社会保障のこの辺が要因なんですけれども、涌谷町の平成29年度と平成30年度の予算を調べてみたんです。そうしたら、70億円の予算を組んでいるんですね。新聞にも書かれていたんですけども、そのときの涌谷町は70億円じゃなくて、標準財政規模は50億円ということが載っていました。加美町では130億円を超えるような予算なんですけれども、標準財政規模というのはどのぐらいと捉えていますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課、課長補佐。

○企画財政課長補佐（佐々木 実君） 企画財政課長補佐でございます。

標準財政規模というご質問でございました。地方公共団体の標準的な状態で収入されるであろう一般財源、毎年度継続的に収入される用途が特定されない収入、例えば町税とか地方消費税交付金というようなものでございます。そういったものの財政規模の加美町の今現在の平成30年度の標準財政規模を申し上げますと、88億112万4,000円ということになってございます。ちなみに、平成26年では98億8,976万9,000円というような数字でございました。

以上でございます。（「最初の減額になったやつ」の声あり）

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課、課長補佐。

○企画財政課長補佐（佐々木 実君） 済みません。企画財政課長補佐です。

早坂議員のいわゆる全体の数字からすると1億円減ったという、お調べになった結果についてでございます。

加美町の平成30年度の財政調整基金の繰入額、昨年度と同様9億円の基金繰り入れを見てございまして、平成30年度につきましては3月補正で7億円の繰り入れになる見込みです。昨年の9月の決算で、決算剰余金の積み立てということで3億4,000万円を財政調整基金に積んでございます。財政調整基金の条例で剰余金については半分以上を積み立てることになってございます。

そういったことで、平成30年度末の現在の残高、財政調整基金なんですけれども、26億2,000万円を見込んでございます。平成29年度、その当時の残高29億7,000万円からの減少は3億5,000万円になる見込みということになってございまして、最初9億円で途中、剰余金を積み立てしてということの、そういう繰り返しで、ふえはしませんけれども、そうやって減っていくと。その減っていくものについては、先ほど町長も申し上げたような歳入のさまざまな強化を図りながら、コストの一番、公共施設の維持管理とか、そういったものが圧迫する要因となっていますので、そういったものにてこ入れを図りながら適正な財政規模になるような、基金を使わなくても財政を運営できるような、そういう流れに努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） よろしく申し上げます。標準財政規模なんですけれども、平成26年度が98億円で平成30年度が88億円、10億円減っているんですけれども、やっぱり少しずつ減っていくのが当然なんですよ。

県内の2万人から3万人規模、これは沿岸部を除いたんですけれども、加美町と同等だなどいうところをちょっと調べたんです。白石、角田、これは市ですね。大河原、柴田、美里、これは町です。平成29年度、平成30年度の当初予算をちょっと見たんですけれども、最高が白石の140億円から150億円、次いで加美町が131億円となっていました。人口が5万人を超えている富谷もちょっと調べたんですが、あそこは面積も狭いからですけれども、それよりもずっとじゃなくて、何億円か多かったですね。これは普通交付税の一本算定とか合併地域性とあるんですけれども、なかなかこの標準財政規模まで減らすというのは簡単にはいかないと思うんですけれども、これに近づけるとは言わなくても、やっぱりそこを減らしていかないと将来的には大変だと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。何かコメントがあればお

願います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今おっしゃるとおりです。今挙げた類似団体、どこも合併していない町なんですね。我が町はやっぱり合併しておりますので、大変、行政需要が多いといえますか、面積も広ければ公共施設等も多いわけでありますので、どうしてもこういった財政規模にならざるを得ないわけでありますけれども、議員がおっしゃるとおり、やはりこの行財政改革をしっかりと進めていって持続可能な財政にしていかなければならないと思っておりますので、職員一丸となって取り組んでまいります。どうかご理解、ご協力のほど、よろしく願います。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 5分になりましたのでやめますけれども、けさの朝刊に加美町の町長選が8月11日と載っていました。ぜひとも政策論争をお互いに出しながら、きっちりした選挙戦を期待申し上げて、終わります。ありがとうございました。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、3番早坂忠幸君の一般質問は終了いたしました。
昼食のため、午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時41分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ再開いたします。

通告2番、4番三浦 進君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔4番 三浦 進君 登壇〕

○4番（三浦 進君） 通告に従い、一般質問を行います。

2点ありますが、まず第1問は放射性廃棄物の早期処理について。

汚染牧草の早期処理を求める町民の声は、日ごとに大きくなっております。宮崎西部地区コミュニティ推進協議会や区長会等、8団体が共同提出している要望書は、美しい農村風景と安全・安心な農畜産物の提供、水と資源が加美町の宝であるとして、一日も早い処理を求めています。これにしっかり応えることが行政の責務であると考えます。

このことについて、以下の項目のとおりお伺いします。

- ①旧田代放牧場に集中保管している廃棄物の長期保管は、安全性に問題はないか。
- ②集中保管している放牧場跡地は、条例に定める水資源保全地域内か。
- ③農地へのすき込みは、町民の理解が得られているか。

以上、お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、三浦 進議員の放射性廃棄物の早期処理についてご質問にお答えをいたします。

地域の皆さん方の気持ちは私も十分理解をしております。一日も早い処理を望むというお気持ちも十分理解をさせていただいておりますし、できることならそうしたいと思っております。そういった中で、現実にはそう簡単な問題ではないということをご承知のとおりでございます。

まず、1点目の旧田代放牧場に保管をしている廃棄物の長期保管は安全性に問題がないかということでございますけれども、問題はございません。管理状況については、昨年10月25日に議員の皆様にも現地において確認をいただいたところではありますが、町は冬期間を除く毎月1回、空間線量、二ツ石ダムの水質検査、保管場所の土壌調査を実施しております。検査結果はいずれも基準値以下、不検出、検出下限値以下となっております。また、耐用年数が5年から7年と言われておりますフレコンバックの詰め込みについては、平成31年度に実施することにしております。今後も安全に保管できるように管理をしまいたいというふうに考えております。

ですから、さまざまな臆測等々がありますけれども、ご承知のとおりこれは安全に保管をしております。水、空間、土壌、どれも不検出でありますので、そのことはしっかりと町民の皆様方にも議員を通してでもお伝えいただければというふうに思っております。事実と異なることが流布されることが風評被害につながりますので、このところは我々、やはり気をつけながら進めていかなければならないというふうに思っております。

2点目の集中管理している放牧場跡地は条例に定める水資源保全区域かというふうなご質問であります。

旧田代放牧場については、条例で定める水資源保全区域内となっております。本条例は、水質の保全を図り、現在及び将来にわたり町民の生命及び健康を守ることを目的として、平成26年12月12日に議会の議決を得て施行されたものでございます。三浦議員のご協力も頂戴いたしました。先頭に立って条例の成立に力をおかしくいただきまして、感謝を申し上げます。主に豚舎、牛舎、鶏舎、ゴルフ場及び放射性廃棄物の処分場等、水資源汚濁が懸念される施設の設置を規制するものであります。

ちなみに、集約をしたのは平成24年11月でございます。その2年後の平成26年12月に議会で

議決をしておりますので、集約してあることを前提としてこれはこの条例を制定したものでありまして、皆様方からもご理解を賜ったところでございます。

本区域の指定につきましては、宮城県が平成16年6月に交付のふるさと宮城の水循環保全条例及び平成22年2月に設定しました鳴瀬川流域水道水源特定保全区域で指定してあります。宮崎地区57キロ平方メートルに二ツ石ダムの流域13キロ平方メートルを加えた70キロ平方メートルを範囲としております。

3点目のすき込みが町民の理解を得られているかということでございます。400ベクレル以下の利用自粛牧草を農地へのすき込みにより減容化を図ることは、ある程度理解をいただいているものと思っております。ただし、昨年の説明会時には放射性物質の拡散は好ましくない、あるいはすき込みはまずは町有地でやるべきだといったご意見などもありましたので、平成31年度は町有地2カ所を選定し、関係地区に実施に向けて説明を行ったところであります。関係地域に住む方々のご理解をいただいた上で進めてまいりたいと考えているところであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 前文でも述べましたが、コミュニティ推進協議会や区長会等、8団体が要望書を出していると。これに対して町は何らかの意思表示あるいは回答書を提出するなりなんなり、しましたでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

コミュニティ協議会並びに議会からも要望書が来ておりますので、本議会終了後に回答書を出させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 随分遅いなという感じであります。こういうものが来た場合は、国会やなんかと違って町民が望んでいることですから、今はできないとか、できるとか、そういうようなものを直ちにやるということが大事ではないかというふうに思います。

次に、安全性については、空間線量問題なし、あるいはフレコンバックで安定的に保管している、問題なしと。ところが、セシウム137の半減期、これは30年もかかるんです。ですから、あそこに長期保管していることは非常にリスクがあるんです。安全を損なう要因というのは、フレコンバック自身が放射線を遮断しない、できない。それから、フレコンバックが動物や気

候変動で破けていると。破けているものが相当数あると。さらに、この破けたものにこの青いシートをかぶせていますが、去年7月に見に行ったとき、あのシートが風で全部すっ飛んでいったの。それは農林課のほうでご存じだと思いますが、そういうことがあります。

さらには、フレコンバックの汚染、腐食、発酵で、あるいは夏の高温、雷などで火災が起きた場合、非常に大変なことになります。自然発火ですね。その場合には、加美消防署に前回聞いたのは、21着しか防護服がないと。燃えた場合の放射能範囲の流出の防止をそんなに簡単にできないということは危機管理室長が認めています。あの下に堀を掘るとか、流出しないように。そういう危険性が少しでもあるならば、早期撤去することが非常に必要ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

早期撤去が望ましいのは私も重々承知してございますが、その受け入れ先がまずないというのが現状でございますので、町としましては現況の旧田代放牧場で安全に保管したいというふうな考え方で、平成31年度にフレコンバックの詰め込み更新作業で、去年たまたま福島県大熊町のほうに視察に行く機会がございまして、除染した汚染土壌、土なんですけれども、それをフレコンバックに入れてその上にシートをかぶせて、下に先に敷いてフレコンバックを載けて、2段ないし3段を載けて、その上からまたシートで覆うと。気温に対しては呼吸ができるような通気口が設けてありまして、これも電力さんをお願いして一応カタログ等をいただきまして、電力さんと協議をして、その程度であれば賠償の対象となりますよということで、旧田代放牧場の400ベクレルを超える長期保存が考えられるものについてはそのシートを覆って、万全ではないかもしれませんが、今でき得る万全の措置をとりたいというふうに考えてございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私はある農家の方から言われました。あそこに集約してもらって本当に助かったと。そうでなければ、子どもたちが通学する通学路等にいつまでも積んでおかなければなかつた。子どもたちが被ばくしただろうと。ですから私は、このベストの策というのは、これ、ないんですよ、このことに関しては。誰もが納得する、もう100%大丈夫という解決策というのはないと私は思っています。

集約したことについてそういった方の声を聞きますと、あの量が全て農家の軒先あるいは道路沿いに置いてあったとするならば、もっとこれは危険な状態であったろうと私は思っており

ます。ですから、決してあそこに集約したということはベストの方法ではなかったかもしれませんが、決して間違った判断ではないと思っています。

それから、ご承知のとおり、あれは二重の袋になっております。中の透明の袋、あれが耐候性の袋でございまして、それをくるむ黒い袋は容易に劣化しますから、破けているというふうにお思いになるかもしれませんが、見ておわかりのとおり、中の透明のガスバリアじゃないんですけれども、あれは特殊なフィルムでございまして。放射性廃棄物を入れるためのフィルムでございまして、これはほとんど壊れておりません。壊れた場合は、これは修理しておりますので。ですから、決して散乱しているわけでも危険な状態になっているわけでもありません。中のものもそれほど腐敗して悪臭を放っているわけでもございしません。いい状態で保管をされているというふうに思っております。

ですから、町としてはやはりできることをきちっとやっていくということ、安全を第一にしっかりとやっていくということ、これが大事なんだろうというふうに思っています。皆さんから何かもっといい方法があれば、これはもうお教えいただければ、決して我々も拒むものではありません。我々も皆さん方と知恵を出し合いながらこの問題は解決をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） あそこに長期間置くというのが問題でありまして、あと、あそこに持っていくときは、私はまだ議員でありませんでしたのでその様子はわかりませんが、町長は議会の平成24年12月5日の質問で二、三年で、これは宮城県に最終処分場ができるから、それで燃やすことができるんだというふうに回答しています。これも相違ないですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 燃やすことができるというふうに回答したかどうか私は覚えておりませんが、その当初は数年でというふうには、もちろんいつまでも長く置くつもりはありませんでしたし、ただ、私自身の考え方は、もともとこれは各県、各地域に押しつけるべきものではないと。これは国、東電が責任を持ってみずから、そしてできることならこれは東電の敷地内で処理、保管すべきだというふうな考えをずっと持っているものでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） あそこに当初は二、三年というふうに考えておったのが、もう六、七年になっていると。今後もまだまだ続くということで、あの近辺の人たちは非常に恐れを感じています。すなわち放射性物質なんていうのは風の下、下流に置くんだと。ところが、あその

土地は薬菜山か、薬菜山より高いかの上の土地なんです。あそこにいつまでも置くということは、当初農家さんのことを考えて持っていったことについてはやむを得ないにしても、これを何とか解消してやろうという気持ちが必要なんではないか。

そのことについては後からまた話しますが、まず2番目の集中保管している放牧場跡地は条例上の水資源保全地域内かということで、保全地域内ということで間違いないと思いますが、これは長期間、集中保管して条例に違反しないなどということは普通私らは考えられません。これに反しないという理由をもう一度お聞かせください。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

町長が答弁申し上げましたとおり、水資源条例の規制につきましては、主に豚舎、牛舎、鶏舎、あとはゴルフ場及び放射性廃棄物の処分場等の設置に関して規制をかけている条例でございます。保管が条例に違反しないかということでございますが、この条文においては私どもは抵触しないものというふうに解釈をしてございます。

あと、平成16年に県が制定しましたふるさと宮城の水循環保全条例及び平成22年度に設定しました鳴瀬川流域水道水源特定保全区域につきましては、対象が国有林でございますので、あの田代の旧放牧場については区域外ということになってございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 確かに水資源保全条例の別表には豚舎とか養鶏場とか書いていますが、豚舎は50平米だったのでしょうか。あるいは、鶏は2,000羽以上は飼ってはだめだというようなことだったのでしょうか。ちょっと。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 条例の別表につきましては、豚舎の場合は総面積が50平米未満を除くというふうな、要は50平米以上。あと、牛舎につきましては200平米以上、鶏舎につきましては2,000羽以上ということになってございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 豚舎、牛舎、鶏、養鶏ですね、それと比べるつもりはありません。

その前に、この保全条例の目的は放射性廃棄物をその付近に置かないということなんです。それで、その別表に書いてありますが、放射性廃棄物の処理というふうに書いています。この「処理」ということについてはどういうふうに考えますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

放射性廃棄物の処理という解釈でございますが、この条例を制定する際に私が記憶しているのは、指定廃棄物の処分場を絶対的に阻止したいという意図もあって、この条例が制定された一因というふうな解釈をしておりますので……（「主たる要因」の声あり）主たる要因、済みません。その断固反対の主たる要因でございますので、焼却炉なり最終埋立地に関して規制をしたいというふうな解釈を私はとっております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 「放射性廃棄物の処理」というふうに書いてあって、最終処分場のどうのこうのというのは書いていないと思いますね。

それで、考え方として、牛舎、養鶏場、そういったものと比較するつもりはありませんが、はるかにはるかに放射性廃棄物がたくさんあって危険だなとみんなが感じていると思います。そうでなくて処理ということですね。二、三年そこに置くということは、まあいいかと、みんな、仕方がないと、さらに持っていくところもないんだから仕方がないというふうに思っていると思うんです。しかし、この処理という考え方の一つの形式として、今回で2回目のフレコンバックの交換ですよ。そして、それを積んで2段ですか、3段ですか、2段ですよ、積んでさらに何十年も置くということを処理と考えるので何と考えるといいのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 何十年も置くというふうに言っているわけではございません。この条例、よく三浦議員が一番わかっていますよね。もともとこれは、先ほど申し上げたように平成24年11月には既にこれは集約をしているんです。条例をつくったのはその2年後なんです。目的は、最終処分場を箕ノ輪山につくらせないためです。これがそのための条例であることは、一番、三浦議員がご存じのはずでございます。

我々はここにあるもの、三浦議員と同じように、地域の方と同じように、一日も早くどこかに持っていきたいという気持ちでいっぱいです。何か妙案があれば教えていただきたいと思えます。しかしながら、残念ながら、かつては希望の牧場に持っていくなんていう話もありましたけれども、そういうわけにもいきません。

ですから、今できることは、まずは400ベクレル以下のものを、田代に集約しているものも400ベクレル以下は町有地にすき込んで、保管している量を減らしていくと。そして、400ベクレルを超えるものの処理についても考えていくと。そして、保管する量を減らしていくということでございます。ずっとあそこに何十年も置いておくということを前提に我々は話している

わけではございません。しかしながら、一長一短、この事業を進めるというわけにも現実問題はかないということをご理解いただきたいと思っております。

ですから、あの場所に置いておくということが水資源保全条例に違反しているとは考えておりません。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 水資源保全条例に違反しないというのは、私と大きく見解が違う点であります。

そこで、環境審査会というものがありますね。あそこにいろいろ工事をやったりなんかをする、その水資源を守るための審査会、その審査会に一遍に聞いてみたらいいんじゃないですか。あそこ、そのままでおいても条例に反するか、反しないか。一遍聞いてみたらいいと思いますが、どうですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ちょっと今あれですけども、審査会の目的があるんですね。いわゆるここにありますが、ゴルフ場をつくるとか、豚舎をつくるとか、鶏舎をつくるとか、そういった開発行為がある場合に開かれるものだというふうに私は認識しておりますので、これが抵触するかどうかということを判断するためのものではないと私は理解しております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） いや、今からつくとか、つからないから審査会に頼むということではなくて、この環境審査会というのは環境基本条例にあると思うんですよ。そうすると、あれとは全然話が違いますね、水資源保全条例とはまた違う環境保全審査会ですかね、そちらはもうあれと関係ないわけですから。ただ、その以後に新しくつくる場合はどうのというふうに入っているんだというふうに解釈しています。これはやる気がないということでもよろしいですね。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ぜひ三浦議員に再度ご理解いただきたいのは、集約をしたのは平成24年11月なんですね。旧田代放牧場に放射性廃棄物を集約したのは平成24年11月なんです。条例は2年後の12月につくっております。あそこに保管することが条例違反であれば、そもそもこの条例をつくることはできなかった。あの場所を外してしかつくることはできなかったわけです。あそこも含んだ形での条例案に皆さんにご賛成をいただいて、条例は可決いたしました。

ですから、条例ができる時点で既に集約してあったということなんです。そのところをご

理解いただきたいと思っています。ですから、これが条例に違反するかどうかということ、今の時点で審査会にかけるということ自体、私は全く矛盾した話だと思っているところでございます。

お気持ちはわかります。一日も早くあそこから撤去したいという地区住民のお気持ち、三浦議員のお気持ち、これは十分わかります。私も同じです。しかし、誰がやっても、どこの町でも実はそういうことに今苦慮をして、そしてすき込み、堆肥化あるいは試験焼却、さまざまな取り組みをもうしているわけでございますので、ぜひそのところをご理解いただいて、風評被害をまずは起こさないように、もちろん健康被害も起こさないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 私も議員でも何でもなかったんですが、平成24年11月10日ですか、それから平成24年12月5日に二、三年というふうに答えているんです。さらにその次の年は、市町村会議において最終処分場をつくる地域には地域振興策が必要だという主張をされていますね。さらに、広報紙の号外を出して飯館村で焼却、あるいは大熊町、双葉町に埋める、原発があるところですね、そういう経緯があって今もう仕方がないよと。どこも焼いてくれるところはないし、これからどうしようかわからんということで、今のうちにフレコンバックを取りかえずずっと置いておこうというふうなことではなくて、宮城県はこの放射性廃棄物の処理については持っているところ、持っていないところにかかわらず、宮城県全体の問題としてこれを全部で処理しなければならないというふうに平成28年12月かいつかに発表しているんです。それはよくご存じだと思いますけれどもね。

ですから、近隣市町村との、いろいろやっぱり大崎西部もあるでしょうし、さらに国や県、そういうところと信頼関係を造成して、一歩でも二歩でも進めるということが重要じゃないかと。いい方法があったら教えてくれというようなことではなくて、一歩でも二歩でも進めてこれを解消していくという姿勢が欲しいというふうに思いますが、どうですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 国と県との信頼関係は大変強いものがあります。この処理に関してもさまざまな面で相談をさせていただきながら進めているところでございます。県が全県的にやるというふうなお話でありましたが、実は最終的には圏域ごとに処理をするということになりましたから、当初と若干方針が変わり、大崎は大崎圏域の中でこれは処理をするというのが今の県の方針でございます。

当然、大崎圏域の首長たちの連携もっております。連携をとっているがゆえに配慮をしなければならぬです、それぞれに。ご承知のとおり、指定廃棄物最終処分場、断固反対の活動をしたときに、三本木の方々も来てくれました。大崎の方々も来てくれました。そういった方々のご協力もあって白紙撤回にこぎつけることができたんです。それが終わって、8,000ベクレル以下だから加美町のものも大崎で燃やせばいいんじゃないかと、三本木に、はい持っていけばいいんじゃないかということが言えるでしょうか。だから、そう言ったときに皆さんはどう思われるでしょうか。では、加美町も歓迎しますよ、加美町もうちで受け入れますよ、焼きますよと、最終処分できますよと言うのでしょうか。逆に全体の計画がとまって、しかねないと私は懸念しています。ですから、全体の中でそれぞれの首長がそれぞれの考えをお互いに思いやりながら、これは大崎広域全体としてどうしようかということをお話合っているんです。

ですから、十分私は国や県、近隣市町村とも意見を交わしながら、連携をとりながらこの事業は、歩みはのろいかもしれませんが、着実に進めていくことが大事だろうというふうに思っておりますので、後退することはありません。立ちどまることもありません。一步、二歩と着実に前進してまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解、ご協力、後押しをお願いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 放牧場の問題はこれぐらいにして、農地へのすき込み、まだしっかりと了解が得られていないということではよろしいですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

平成31年度にすき込みを予定してございます2カ所のうち1カ所、まだご了解を得られておりませんので、雪解け後に集落の方々に現地を確認していただいて、できればご了解をいただきたいというふうな形で考えてございます。

すき込みにつきましては、町民の方々、保管している農家のアンケートでは9割近い農家がすき込みそのものには賛成というふうな回答をいただいております。ただ、答弁でも町長が申しましたとおり、個人の農地というふうになりますとどうしても拡散してしまうという懸念があるということで、できれば町有地、それも拡散しないような形で集約的な形ですき込みをしてほしいという要望がございましたので、すき込み自体はおおむね賛成していただいているものと解釈してございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番(三浦 進君) すき込みはおおむね理解しているということですが、実証試験においては根菜類についてはしていないわけですね。大根、ニンジン、ゴボウ、カブ、里芋、レンコンなんか、いろいろあるわけですがけれども、その下に埋め込む、埋め込んだものをすき込みして、根菜類を食べるかという気分の問題もあるでしょうし、あるいは健康上の問題もあるでしょうし、そういう実証試験をしないでそういうことの説明は住民にやっているのでしょうか。やっていないと思いますけれども。

○議長(早坂伊佐雄君) 農林課長。

○農林課長(長沼 哲君) 農林課長でございます。

400ベクレル以下の牧草につきましては、草地にのみすき込みをしますので、一般露地野菜の畑にすき込みをする予定はございません。以上です。

○議長(早坂伊佐雄君) 三浦 進君。

○4番(三浦 進君) 草地といえど、農地には間違いないだろうと思うんです。

次に、すき込みをすると、その農地の価値がぐんと下がるんです。なぜかという、それを宅地に転用した場合なんかは嫌悪施設になるんです、嫌悪施設。嫌悪施設というのは、嫌がる施設ですね。たくさん嫌がる施設はありますけれども、嫌がる施設。そういった説明もしっかりする必要がある、嫌悪施設。

そして、一般のところでは宅地に転用して売ろうなんていったら、もうほとんど売れないですね。家の下に放射能がいっぱい詰まっているなんていったら、私自身はですよ。ほかの人がどういうふうを考えるかわかりませんが、一つはそういう説明も必要だ。

さらには、埋め込んだところに表示をしておかないと、これは大変なことになると、後から言われても。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長(早坂伊佐雄君) 農林課長。

○農林課長(長沼 哲君) 農林課長でございます。

環境省の加速化事業につきましては、まず条件としてすき込み後も農地として継続して使用することという条件がございます。町としましては、そのすき込んだ草地を宅造して一般個人に売却しようとか、そういう考えは一切ございません。以上です。

○議長(早坂伊佐雄君) 三浦 進君。

○4番(三浦 進君) 今言ったことについては、しっかりと考えていただきたいと思います。

さらに、さらにじゃありません。もう放射性廃棄物については、放射能に対する町民の合い言葉というのは、次世代へ引き継ぐ、水源を守る、美しい自然を守るということだったはずな

んです。それが、ここから見えるかどうかわかりませんが、あの山の上に放射性廃棄物が1,900トンだったのでしょうか、2,000トン近くもあるというのは、何としても片づけなくてははいけない。今苦しい思いを町長からお聞きしましたので、これは質問にしませんが、なるべく早い撤去を求めるものであります。

次に参ります。2問目は、孫沢地区公衆用道路の問題について。

孫沢地区公衆用道路が、町の誤った認識によって建設業者に物置場を目的とする公共物占用許可を行い、地域住民の自由な往来が侵害されていたが、国、県の指導に従って、また町は去年の12月に公共物占用許可を取り消した。私もこの間全員協議会で説明を受けました。

町はそうやって、新聞にも報道されましたが、なおいまだに解決されていない問題もあるので、次の事項のとおりお伺いします。

①譲与通知書を探し始めた時期及び発見の経緯はどうであったか。

②孫沢字東沢152番、153番、154番の公衆用道路を建設業者が占用許可を得ずに使用した。加美町公共物管理条例第17条（関連第33条）に違反していたのではないか。

③道路ではないと考えていた公衆用道路、すなわち土地を公共物管理条例で占用許可したことに誤りはないか。

④今後、孫沢地域の公衆用道路の原状回復はどのようにするか。

お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、譲与通知書を探し始めた時期についてというご質問であります。

初めて隣接所有者から文書が届いたのが平成28年9月28日であります。その文書を受けて11月に職員が隣接所有者を訪問し、その後、宮崎支所の4階西側の書庫を探したと職員から聞いております。

ただ、これまでも申し上げましたように、当時、工場用地として一体的に使用されてきたものと考えておりましたので、譲与通知書を探していたわけではありません。昭和51年3月に旧宮崎町が策定した宮崎町農村地域工業導入実施計画書やそれに関する書類が見つければ、その当時の経緯がわかるのではないかとの思いから、書庫を探し、平成30年9月13日に譲与通知書の発見に至ったわけでありますけれども、その間少なくとも六、七回は探しに行ったというふうに聞いておるところでございます。

今申し上げたように、結果として譲与通知書が発見されたわけでありますが、この場所はこれまで探していた部屋の東側、旧中新田町、旧小野田町の書類が入っている書庫の段ボールか

ら開拓財産の台帳が見つかり、そこから発見されたものであります。

2点目でございますが、前回の一般質問でもお答えしましたけれども、同公衆用道路は旧宮崎町が農村地域工業導入促進法に基づく工業団地の中にあり、譲与を受けた昭和57年当時から平成28年9月に隣接所有者から文書が届くまでの間、工場敷地内の通行に関し苦情等はなかったというふうに認識をしております。

ただ、議員がご指摘のように、当時の状況から判断しますと、占用許可した事業者が占用を許可する以前から使用していた可能性も否定できません。しかし、工場用地として一体的に使用されてきた場所でありまして、工場が操業していたころから閉鎖した後においても敷地周辺をフェンスで囲っていた場所でありまして、占用許可の手続が必要な土地とは思っていなかったものと推測されます。

また、平成28年7月に占用許可を提出する以前から占用に必要な提出書類等の相談を町にしていたということですので、結果として事後承認という形になりましたけれども、それが直ちに条例違反に該当する行為とは認識しておりません。

3点目の道路ではないと考えていた公衆用道路を公共物管理条例で占用許可したことに誤りがあるのではないかとということでありました。これに関しましては、譲与を受けた昭和57年以降、一般の交通の用に供された道路として利用されてきた形跡がなく、現況も工場用地として一体的に利用されてきた土地でございます。その中で、土地を借りた事業者がその敷地内に町の土地があり、その部分もこれまで同様に利用したいと考えれば、占用許可の申請をすることは当然と思われまます。農地法第74条の2に規定された譲与の公衆用道路であった事実を認識するまでは、町としても引き続き一体的に使用することを認める手続の手段として、占用許可することに問題はなかったと考えています。

4点目の公衆用道路の原状回復についてのご質問でございます。全員協議会でも説明しましたけれども、宮城県からの確認事項として国に返還する場合と公衆用道路として管理する場合が示されております。

国に返還する場合は、3筆の境界画定、擁壁撤去、土砂崩落防止措置を行うこと、公衆用道路として管理する場合は、隣接所有者の意向を踏まえた上で道路としての通行を可能とするための措置の可否を検討することとの指導を受けております。

これを受けまして町では、2月末の占用取り消しの状況確認と隣接所有者の意向を確認するため、3月1日現地における立ち会いを行いました。それぞれの意向を確認しましたが、それぞれのご意見があり一つの方向性とはなりません。今後、隣接所有者の意向を踏まえ、

検討、協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 譲与通知書を探していたわけではないということでありますけれども、いわゆる工業団地導入計画ですか、そういったものを探し始めた時期はいつですか。答えていませんね。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

先ほど町長からもありましたが、平成28年11月ごろから探しております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 譲与通知書が見つかったとき、宮崎支所で見つかったわけですよ。その見つけた人は帰ってきてから報告されたんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

譲与通知書が見つかりました平成30年9月13日は、9月の議会中でした。私はその当日も決算特別委員会がございましたので、戻ってから見つかったということについて報告を受けましたということでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） もう一度聞きますが、譲与通知書が見つかったと来たんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

譲与通知書が見つかったというふうに報告を受けております。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 9月13日に譲与通知書が見つかったと。その日に近隣地権者は既に、もう8月ごろからそうですけれども、大体そういうことはつかんでおったんです。13日、同じ日に評価局ですか、こちらから加美町に連絡があったものですから、譲与通知書を紛れもなく同日に発見するなどという奇跡がよく起きたものだなというふうに思います。

さらに、譲与通知書が見つかったというような、当初は譲与通知書というものは知らなかったはずですよ。まあ、それはいいです。知らなかったはずなんです。

さらには、近隣地権者は全部そういったことをもう知っておって、加美町に何度も何度も質

問をしているんです。例えば譲与通知書に書いてある内容ですけれども、占用の許可を受けた業者が土地の要約書を提出しています。その要約書を読めば、農水省は昭和57年3月に譲与と明記されており、条文を見ればすぐわかったはずですが。近隣地権者も平成29年7月以降、何度も指摘しているんですね、第74条の2について。しかし、町長のこれまでの「登記簿等を見ればわかるというものではない。初めて譲与通知書が見つかって、我々がそういった条件付きの土地だったということがわかった」とか、「町としては、よもや、地目として公衆用道路ということであるけれども、ここが農地法第74条の2の縛りがあるとは全く考えていなかった」などという答弁は、見かけ上は大変正しいんですけども、全く道理に合わない。

もう平成29年7月か11月には町に対して、譲与通知書に書いてある第74条の2というものが、既に目的がえをすれば返さなければならないよということは役場に言ってあるはずですが。どう思いますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

これは12月の議会でもおわびを申し上げたところでございますが、この占用許可に当たって農地法の第74条の2というような項目で登記簿に記載をされておったわけでございますが、その部分の解釈について、同時に旧宮崎町が工場用地として工場の誘致を進めた場所でもあったということでその中にあったというようなこともございまして、そういった認識がその当時強かったというようなことで、その部分の意識について十分ではなかったということでございます。その辺については反省をしているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 私が2番目に質問した事項は、事後だろうが事前だろうが、この条項に違反しているんです。違反しているんです。

次に、3番目に移りますけれども、道路ではないと考えていた公衆用道路、土地を公共物管理条例で占用許可したことに誤りはないかというふうにただしましたが、誤りはないということとであります。とんでもない話です。これは平成28年8月1日ですけれども、公共物とは一体何かという問題になります。何かと思いませんか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

公共物管理条例において、公共物とは、道路法、河川法、その他の法令の管理に関する特別の規定の適用を受けないものであって、次の各号、道路、公園、緑地及び広場等で供されるべ

き施設等というふうに理解しております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） まさにそのとおりです。しかし、その道路とか水路とか、それはほかに受けないということなんです。だから、加美町の条例は真逆に考えておったということです。反対ですよ、これ。すなわち加美町公共物管理条例の公共物というのは、すなわち道路であり水路であり広場であり、そういうことなんです。それを何ですか、道路でないものを管理条例で許可したというのはとんでもない話なんです。こういうことだから、私はもう怒っているんですよ。

普通の土地だったら賃貸借か何かでいいんじゃないんですか、公共物管理条例でなくても。ところが、その会社は占用許可でやっておったわけですよ。だから、それが引き継がれたというふうに解釈していいんだと思います。これは大変ゆゆしき問題だと思います。平成28年8月1日に公共物管理条例、しかも申請書がないというふうにこの間の質問でやりましたけれども、道路使用許可書か何か、ちゃんとインターネットに載っていますよ。ですから、これは道路じゃない土地を占用許可でやるなんていう役場はないと思いますね。だんだん時間が少なくなっただけですけども、このことで加美町の町民が非常に不信感を持たれているということを考えておいてください。

それでは、4番目の今後の孫沢地域の公衆用道路の原状回復、全協で説明したとおりだということですが、ちょっとこれを見ていただきたい。この白い部分が占用許可しておいた土地です。その中に公衆用道路154番、152番、153番、こういうふうに通っているんですね。ここのグリーン部分は杉の木が、40年ぐらいのものが立っている土地なんです。ところが、現状は、最近行ったらあったのは壁です。壁がこういうふうに古いブロックですね、L型擁壁というのでしょうか、こういうブロックとか、これが木ですけども、そこに生えている。さらにはもうブロックが崩れて、こんな高いものがよれよれしている、木が生えている、非常に危ない。しかも、公衆用道路が2.9メートルぐらいあると思うんですが、もう狭くなっている部分もあるんです。ですから、現状のままでは近隣地権者はまだまだ通れないと。

それで、この間加美町が全協で説明をした国に返還する場合と地権者と話し合っただけというものは分けて考えておるんですね。なぜ分ける必要があるんですか。どうぞ。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

県のほうからのいわゆる今回の土地に関する措置について、1つは国に返還することとなっ

た場合、もう一つは地域住民の意向等を踏まえた上で管理者である町の責任において通行を管理するための措置を検討すること、その大きく分けて2点が挙げられております。それに基づいて町として検討しているということでございます。

その国に返還するということについては、基本的には譲与の条件に違反した場合等については返還するというふうにされておるところでございますが、その部分については今回県のほうからは直ちに返還ということではなく、町の意向として道路として通行するための措置を可能とするのであれば、それは同意を得て、その場合についてはそれでもいいというようなことでお話をいただいておりますので、その方向で検討しているというようなことでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 確かかどうか確認していませんが、近隣地権者の希望も聞いているようでありますけれども、私としましては、国に返すのと同じようなつもりでここを原状に復していただきたい。ただし、これは相当お金がかかりますが、これはどこの責任なのか、そういうことも十分調査していただきたい。そのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

議員がおっしゃるとおりでございます。そういった部分で町もいろいろ意向を踏まえた形で十分検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦 進君。

○4番（三浦 進君） この問題は旧宮崎町時代からということで、12月の一般質問においては「工場」という言葉が22回、「工業」という文字が16回、計38回も一生懸命言いわけに終始している。今後は言いわけは許されないので、これをしっかりと解決していただきたいというふうに思います。

さらには、さっきの条例の誤りは、私が指摘したのは、法律の専門家からちゃんとあの文書を持って行って聞いてきたんです。間違いありません、私の言っていることは。ですから、役場を加美町の町民は全部信頼して従っています。そういう不審な考えを持たれないように、よくそういう問題のときには調整し、研究し、進んで行っていただきたいというふうに思いまして、終わります。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、4番三浦 進君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。午後 2 時 35 分まで休憩とします。

午後 2 時 2 2 分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告 3 番、17 番三浦又英君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔17 番 三浦又英君 登壇〕

○17 番（三浦又英君） それでは、通告に従いまして、平成 31 年度の施政方針についてお伺いします。

一つに、汚染廃棄物処理についてであります。これについては、3 番議員早坂議員と 4 番議員三浦 進議員とも重なることもあるかと思いますが、その中に重なることもあると思いますが、ご了承賜りたいと思います。

その処理関係については、①として、これまで、今後における関係団体との連携事項と処理対策の役割は。②としまして、国・県、他団体との協議内容と適切な対応の手段は。

2 としまして、農業振興であります。①としまして、新規就農者支援、持続可能な農業経営のための具体的な施策について。

以上、質問をお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、三浦又英議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まずは、汚染廃棄物処理につきまして、これまで、それから今後において関係団体との連携事項、それから処理対策の役割はということでありました。今後における、これまでも連携をとってきているわけでありまして、今後も関係団体との連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

団体の処理対策の役割でございますが、J A 等の農業団体及び町、県等で組織しております農産物被害対策協議会がありますので、主には加美町、色麻町、J A 加美よつばで情報を共有し、調整を図っているところでございます。

団体のそれぞれの役割でございますが、すき込みによる減容化については町が実施し、放射性廃棄物の安全の保管を図るためのフレコンバッグの詰め込み更新については、旧田代放牧場

に保管してあります利用自肅牧草については町が主体的に行います。農家保管分については、協議会が主体的に実施していただく予定となっております。

2点目の国・県、他団体との協議内容と適切な対応の手段はというご質問であります。放射性廃棄物の減容化に係る費用については、環境省の農林業系廃棄物処理加速化事業交付金を活用しますので、昨年12月末に環境省及び県の廃棄物対策課と関係機関が来町し、すき込み概要及び現地を確認していただき、おおむね内容について了解を得ている状況であります。

また、放射性廃棄物の保管に関する費用については、東電に請求することとなっております。来年度のフレコンバッグの詰め込み更新に係る費用については、事前に東電と協議済みとなっております。

3点目の新規就農者支援、持続可能な農業経営のための施策についてというご質問であります。

まず、新規就農者支援の施策であります。平成25年度より農業次世代人材投資事業に取り組んでおります。本事業は、経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、最大で年150万円、夫婦の場合ですと225万円を最長で5年間交付し、新規就農者の農業経営の確立を図ることを目的としております。平成30年度までに、個人7名と1組のご夫婦に交付をしております。また、新年度においては、新たに3名が申請予定となっております。

次に、持続可能な農業経営のための施策であります。

主な施策としましては、農業経営基盤を確立するための集落営農組織の法人化を支援するための補助金として、1組織40万円を交付しております。昨年度は長清水の1組織、今年度については下多田川の1組織が法人化をしております。

また、平成29年度に6次産業化支援事業を創設し、町内農林業者が主体的に地域資源を生かした新商品の開発、販売、開発の活用に対し、その一部を助成し、6次産業化の推進支援を図っているところであります。2カ年の交付実績としましては、7件で717万6,000円を交付しております。冒頭に申し上げたように、施政方針に申し上げたように、餅加工とか甘糰、あるいはさんちゃん焼き、こういったことも含めて7件交付をしております。

また、畜産振興としまして、子牛市場価格の高騰が肥育農家の経営を圧迫してきていることから、従来の肉用子牛導入促進事業に加え、平成30年度から肉用牛肥育経営安定対策事業を創設し、これまでの交付金額5万円に加え、最大5万円を増額しております。

また、酪農経営の安定を図ることを目的としまして、優良乳用牛経営安定対策事業により、乳用牛の新規導入に係る経費の一部を助成しております。さらには、酪農経営における労働環

境の改善と後継者不足の解消を図るため、酪農ヘルパー助成事業としてヘルパー利用料の3分の1を助成しております。

圃場整備事業でありますけれども、平成30年度において、南鹿原地区37.0ヘクタール、多田川左岸地区171.5ヘクタールが工事完了となっております。平成32年度完了を目指し、高城地区68.9ヘクタール、東鹿原地区46.1ヘクタールが実施中であります。また、平成33年度事業採択に向けて、月崎・清水地区104.0ヘクタール、小野田東部地区84.0ヘクタールの現在調査事業を実施しているところであります。このような事業を通して新規就農者を支援し、持続可能な農業経営のための施策を講じているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） それでは、詳細について質問をさせていただきます。

まず、汚染廃棄物の処理の関係についてであります。平成28年11月3日に開催されました市町村長会議において、県内全ての自治体が協力し、広域処理で一般ごみとの混焼とし、生じた灰は管理型最終処分場で処分場に埋め立てすることになりましたと。ただし、広域処理とは別に、各自治体が焼却以外の方法により独自に処理することは可能と決定されましたということで報告を受けております。

まずもって、町に関する件についてお聞きしたいのですが、平成31年度の利用自粛牧草の処理計画案が特別委員会で農林課長より報告いただいておりますが、12月の議会の質問におきまして、農林課長は、町の処理方針案の決定は2月の説明会で同意を得たいと話されております。行政報告によりますと、すき込み予定の町有地周辺2地区において、1月31日、これについては3番議員早坂議員がいろいろと質問をしていて、鹿原地区の状況について答弁いただいておりますが、2月5日に開催したとの行政報告を受けています。その2日間にわたって開催した事項につきまして、説明会の質疑内容、あと参加人員、説明会に案内した対象地域については、これについてまずお話しください。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

1月31日、2月1日に開催した説明会でございますが、まず対象行政区については、鹿原地区の3行政区が1月31日、2月1日に芋沢行政区で、鹿原地区の参加者が8名で、芋沢地区が15名というふうになってございます。

質疑内容でございますが、鹿原地区につきましては、先ほど早坂議員が言うとおりの、400ベクレルを超える処理についてはどうするんだというふうな質問がございました。芋沢地区につ

いては、ゴルフ場をつくる際に農薬を結構ゴルフ場で使いますので、その水が芋沢の水路に流れてくるといふようなことがございまして、今回計画しています菓菜原の草地につきましても、そこに降った水が芋沢地区に流れてくるといふことで、基本的には反対だといふようなご意見をいただきました。春先に現地確認して、もう一度お願いする予定でございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） それで、芋沢地区の関係ですが、ゴルフ場から水が流れてくるので、そういう汚染水が流れる可能性があるのも反対だということなんですよ。ですから、それを……、ということは、後でまた質問させてもらいますが、これからその問題が多く出てくるのではないかということが危惧されます。その打開策をどう考えておるのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

まず、菓菜原につきましては、多分水路を掘るといいますか、水の流れを芋沢のほうに向かないようにすることができないかどうかについて、一応雪解け後に現地を確認してまいりたいということでございます。ほかの場所についてもそういう懸念はあるんだろうといふふうには考えてはございますが、現地調査をして決定していきたいなといふふうを考えてございます。

すき込みをした後に水が流れてくるのが心配だというのは、最初の2年程度だといふふうに私どもは考えてございます。播種をして、次の年また2年目になれば牧草の根も張ってきますので、多少の雨、集中豪雨は別にしまして、多少の雨であれば中に浸透してまで土砂が流れるといふのはまず考えづらいということなので、最初の1年、2年をどういふふうに乗るかといふふうなことを今後検討していきたいといふふうを考えてございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 乗り切れる措置を考え検討するということなんですが、今回も我々が示されたものは平成31年度の単年度だけの計画なんですよ。それも結局は400ベクレル以下といふこととの関係で、1,152トンをするのかといふことで、そのためには95町2反ほどのすき込みの面積が必要であると。平成31年度の処理計画は290トンで、まさしく4分の1ですよ。それだけさえ、説明会をやった状況の中で今課長から説明をいただきました。ですから、単年だけではなく、その4分の1ですから4年。3年、4年計画ということになると思いますが、それすら我々に説明をしていただけないといふことはどういふことなんですかね。

ですから、私は、平成31年以降の400ベクレル以下と合わせまして、400ベクレル以上、

4,900トンの約28%が400ベクレル以下という理解をしていますので、その年次計画等は処理をどうすべきなのか、処理方針、処理に必要な農地面積の確保ということに考えがございましたら、計画がございましたらお聞かせください。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

まず、400ベクレル以下の1,152.7トンについては、10アール当たり2トンに換算しますと57.6ヘクタールでございます。平成31年度しか報告できないというのは、前にうちのほうで予定していたのは、当初、葡萄沢も一応考えてございました。葡萄沢と下台野という形で考えておったんですが、葡萄沢は何分、組合所有の民地なものですから、現段階では了解を得られておりませんので、まず町有地でやってみて、安全だよというのが確保されれば、すき込みも可能だよというふうな回答をいただいておりますので、とりあえず平成31年度に町有地ですき込みを実施して、その結果、安全が確保されれば葡萄沢というふうなこともございます。

あと平成31年度に予定どおり14.5町歩実施できれば、平成32年度にはそのすき込み草地から牧草が収穫できますので、町有地という考え方をとれば、今、畜産公社が刈り取りをやっています町有草地に、15町歩程度ずつの更新事業ですき込みを実施していきたいというふうには考えてございますが、先ほど話した、芋沢のほうはまだご了解を得られていませんので、現段階でははっきり何年間で処理をするというふうな報告ができかねているというふうな状況でございます。うちのほうの腹づもりといたしましては、町有草地を利用しながら、4年から5年で400ベクレル以下については処理したいというふうに考えてございます。

400ベクレル以上のことは全く考えられないのかということでございますが、まず一つは、ほかの団体で400ベクレルを超える牧草も試験的にすき込みをやっているデータがございます。その辺は、農林水産省なり県の廃棄物対策課のほうとの協議も必要となりますが、それが可能なかどうかというふうな話と、もう一つは、堆肥化の場合に、今現在、単純に堆肥化した場合の数字を申し上げますと、今400ベクレルを超えるものが約2,900トンございます。今、加美町の汚染牧草の平均的な放射線濃度は800ベクレルでございますので、これを200ベクレル程度に希釈するというふうにしますと、約4倍の量になります。これが、1万1,600トンというふうな数字になります。これを農林水産省が許容します年間10アール当たり2トンというふうな換算でいきますと、580ヘクタールの農地が必要となります。これを年間10アール当たり2トンということで、5年で堆肥化して農地に入れる場合に、580ヘクタールを5年間で処理するとなると116ヘクタールの農地が必要となります。その堆肥化も全量ということではなくて、

比較的放射線量の低い、例えば1,000ベクレル以下とかのやつをまず堆肥化するというふうになれば倍率もそれほど多くございませんので、その辺で可能な数量を今後関係機関なりと協議をしながら検討していきたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 初めて堆肥化という言葉が出ましたし、さっき町長からの、色麻町は780トンの汚染牧草を3年ですき込み堆肥化することについては、少ないから処理計画ができるんだという先ほどの答弁をいただきました。そうしますと、量にかかわらず処理が可能ということだと思うんですね。ですから、要するに、すき込みだけでの面積、400ベクレル以上について580ヘクタールという数字も出てきましたが、大変なすき込みの面積の確保ではないかという私は思いをしています。

それで、私たちも先ほどから、3番、4番議員も話しています早期の処理ということにつきましても、平成31年度の予算要望について、産業経済常任委員会から早期処理の要望というものが出されておりますね。ですから、私が言わんとすることは、とにかくいろいろな計画が課長から出ましたので、その辺は年次を追ってしていかないと大変なんではないでしょうかという思いが強くて今質問をしています。その辺についての町長の所見をお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員おっしゃるとおりだと思っております。町としては、何とか芋沢の方々のご理解もいただいて、先ほどから課長が答弁したように、水の流れを変えることによってぜひご理解いただきたいというふうに思っております。

6月ぐらいから事業に取り組んで、させていただきたいというふうに思っておりますし、それにめどが立てば、早速、今課長が申し上げたような400ベクレルを超えるものの処理も含めて計画をつくり、皆さん方にお示ししたいと思っております。

ただし、一朝一夕にこれいくものではありません。住民のご理解をいただきながら、それからきちっとした安全確認をしながらということが重要でありますので、そのところは多少時間はかかると思えますけれども、計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 県内では、もう既に、混焼の関係ですが、試験焼却を終えまして、もう本焼却を進めようとしているんですね。ですから、県内のまずもって情報をお聞かせください。

それで、安全ということが一番だと私も思いますけれども、いつの時点でそれを我々に示していただけるのか、処理の年次計画ですね、その辺もあわせてお願いをします。

あと、4,900トンの汚染牧草があるわけですが、これが処理終わるまで国の交付金なり特別交付税、あわせて東電で対応していただけるのか、この処理に関しての町の持ち出し分はないのか、その辺についての環境省との確約も得ているのか、あわせてお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

まず、県内の処理状況でございますが、まず、仙南広域2市3町になりますが、汚染牧草で7,810トンございます。昨年の3月から試験焼却をして、今後、本焼却を予定しているということでもございました。

黒川広域につきましては、2町1村で583トン保有してございまして、昨年の5月から試験焼却というふうなことになってございます。汚染牧草については焼却という方法で、ほだ木については林地還元というふうな方向でいくということでもございました。

石巻市につきましては、汚染牧草は277トン、処理方針については焼却と。昨年の10月3日から試験焼却を行って、同年の11月12日から現在まで本焼却中ということでもございます。

大崎市については、皆さんご存じのとおり今試験焼却をやっている、3月中に試験焼却が終わる予定でもございましたが、汚染牧草の不足等から、9月いっぱいぐらいになるんだろうというふうな答えでもございました。

栗原市につきましては、汚染牧草2,556トンございまして、全て堆肥化ということで方針を決めてございますが、堆肥場の建設予定地の周辺から、周辺の方々から同意を得られないということで、今、場所を模索中ということでもございました。

登米市については2,512トンございまして、400ベクレル以下については平成30年度からすき込みを実施してございます。400ベクレル以上については、堆肥化による処理を行う予定というふうになってございますが、全体で2,512トンのうち400ベクレル以下が2,047トンでございますので、約480トン程度が400ベクレルを超える汚染牧草の量ということになります。

色麻町さんは、先ほど議員さんがお話ししたとおりでございます。

涌谷町については全体で597トンございまして、400ベクレル以下についてはすき込み、400ベクレルを超える分については焼却というふうな考えでいるようでもございます。

美里町については570トンございまして、400ベクレル超については焼却処理をしたいと、400ベクレル以下についてはまだ検討中ということでもございました。

南三陸町は、新聞でご存じのとおり、試験焼却をしようとした際に、町有地で最初試験焼却を実施しようと思ったんですが、周辺住民からの反対で、町有地でなく同意を得られる民地に実証試験をやるというふうなことでございました。

最後の気仙沼市につきましては360トンございましたが、全て堆肥化やすき込み及び林地還元で処理済みというふうなことでございます。

あと処理計画の期限でございますが、これまで町長などもお話ししてきたとおり、今現在で、いつまではっきりしますというのは、なかなかこの場では言えないということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

あと環境省の加速化事業でございますが、時限立法ではございませんので、事業完了するまで対象ということで、一応環境省のお話は聞いてございます。

以上でございます。

済みません、南三陸町は、町有地にすき込みをする予定だったんですが、周辺住民から反対で白紙にしたと。3月中に、保管農家が保有する農地に実証試験を行うということでございました。申しわけございません。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） そうしましたら、各広域、地域の状況なり各単独の町の状況について報告いただきましたが、いずれにしても焼却ということが多いということは間違いございませんよね。

それで、先ほど町長が、混焼は否定するべきではないというお話もいただきました。ですから、これからの処理計画、処理方針に、すき込みだけではなく堆肥化、もしふぐあいが生じては困りますので、一部焼却も計画に盛り込むということも私は肝要と思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 実は、この混焼については、当初、県では県全域で取り組むというふうな話だったんですね。つまり、仙台市などでも行っていくと。廃棄量の、一般廃棄物の量の多いところで混焼しますと、これは短期間で処理が進むというふうな考えでありました。しかしながら、最終的に広域でと、各広域でということになったわけです。そうしますと、この広域から出るごみといいますのは、仙台市に比べればはかるに少ないと。仙南の恐らく量よりも少ないんだろうと思いますけれども、そういったことで大変時間もかかるという状況がございます。

それから、先ほど申し上げたような、この地域、ほかの地域では本焼却を既に行っているところはありますけれども、この大崎、特に大崎市内ですね、果たして本焼却に取りかかれるかどうかというふうな見通しは、今のところは立っておりません。

それから、先ほど申し上げたように、これも今、大崎広域で試験焼却をし、その結果を踏まえて本焼却をしようとしている中で、4,900トンもある加美町の物も全部持ち込んで、例えば400ベクレル以上ですね、400ベクレル以上だけでも2,900トンあるわけですから、これを大崎の焼却炉で焼却をし、三本木の最終処分場に持っていくというふうなことにした場合に、果たしてこの大崎の混焼という取り組みが進むのだろうか。恐らくは、かなりの反発が出るものと予想されます。そうしますと、加美町のことだけではなくなります。大崎全体の混焼という、焼却処分という計画が全く進まなくなる可能性があります。ですから、議員のお考え、お気持ちはよくわかりますけれども、加美町として安易に焼却ということを行うのはいかがなものかというふうに私は思っております。

ですから、現実的にはやはりすき込み、そして堆肥化というものを柱に考えていくしかないんだらうと。あるいは、ほとんどが2,000ベクレル以下、9割なんですね、2,000ベクレル以下が9割ですから、堆肥化等も含め、そういったものについて処理していくことは可能ではないだろうか。それ以上のものについては約1割ですから、たとえ保管するとしてもそれほど広いスペースが必要なわけではありませんので、何か別の方法を考えていくという、そういった放射能濃度に合わせた取り組みということ、これはやっていかざるを得ないのではないだろうかというふうに考えておりますので、議員の気持ち、お考えはよくわかりますけれども、大崎全体のことを考えて、町としても発言をしていかなければならないんだらうというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 町長、俺は別に4,900トンを焼却しろと言っているのではないんですよ。町長が考えているとおり、すき込みというものがありますので、今まで、これまで、きのうまでかな、混焼という言葉が一回も出てこなかったですよ。また、堆肥化という言葉も出てきませんでした。ですから、堆肥化なりすき込みをやれるのは当然やっておいて、その中で混焼はなしということではなく、その一部においても混焼も必要ではないですかという私は質問をしているんですよ。

ということは、要するに20年過ぎると半減以下になりますよね。ですから、そういう意味においてもどんどん減容化するわけですから、その辺も少し考えてほしいと。ということは、随

分町長は広域の構成町村を心配されていますよね。むしろ私は、自分たちの町の汚染牧草の処理をどうするかについてを、私は考えるべきだという思いはしていますので、構成市町の方々と連携を図りながら、混焼も一部実施に向けて協議していただくことを強く望みます。これありましたらどうぞ。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） お気持ちは十分わかります。混焼しないとやっているわけではございません。ただ、今の段階で、これが8年たちました。半減期が30年と、セシウム137は30年と言われておりますけれども、将来的にはさまざまな選択肢があるのだろうと思っています。あるいは混焼せずともいいのかもしれない。

私、先ほど忠幸議員の質問に答えましたが、実はいろいろなペレット化、それから炭化とかいろいろな技術を、こういったものがどうですかというふうな提案がいろいろな業者から実はあったんです。そういったことについて、環境省にもこういった方法はどうですかというふうな問い合わせ、提案などもさせていただきましたが、どれも現時点では技術が確立されていない、あるいは最終処分には当たらないので、それは広域の対象にならないといった回答で、ほかの方法もなかなか取り組むことができないでおりますけれども、そういったことも考えながら、この処理については取り組んでいかにざるを得ないのではないかとというふうに思っています。

ですから、現時点では、先ほど申しあげましたように、余り安易に焼却という言葉は使わずに、まずはすき込みをしていく、そしてすき込みが始まれば、先ほど申しあげたような、課長が話したように、実は、採取した牧草を農地に還元することは、これは8,000ベクレルまでは国の方針で許されているわけですから、そういったことも含め、それから堆肥化も含め4,000ベクレルを超えるもの、先ほど申しあげましたように、2,000ベクレル以下が9割を占めますので、私は先ほど申しあげたもとの農地に還元すること、あるいは堆肥化ということも、ベストではないだろうけれども、きちっと実証試験をしながら、安全を確かめながらやることは可能ではないかというふうに思っておりますので、その辺のところご理解していただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 平成31年度の事業計画の中に、すき込みの事業についてはどこに委託するのかということだと、みやぎ農業振興公社ですか、その額は5,000万円というお話をいただいております。私も前から質問をさせてもらっているんですが、全然受け入れていただけないんですが、町長はそのお金が循環するというのを、この言葉も同じ質問をさせてもらうん

ですが、5,000万円という金がなぜみやぎ農業振興公社なのかと。それは委託ですから、別にそういう業者の選定においては別に制約ないのではないかという私は思いがしております。ですから、1,100トンの処分するのにも4年かかるとなったら約2億円ですよ。2億円の金が例えば継続されながら、その公社に発注するほうが私は十分強いのではないかと思うんです。ですから、その後をどこが管理するんでしょうかね。ですから、私は、地元の事業主、建設業者だって私は可能だと思いますし、あとは公営化の話をさせていただきますが、農業関係の組織関係だってこれは十分対応できるんじゃないかという思いがしていますが、なぜ公社だけにこだわるのか、その辺もあわせてお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

三浦又英議員には、この前の特別委員会のおきもご指摘をいただきましたけれども、私どもとしましては、農業振興公社に、言い方とすれば元請というふうな形で管理を一元化していただいて、下請という言葉が妥当かどうかはわかりませんが、下請というふうな形で地元にお金をおろせられればなというふうには考えてございます。

ただ、農業組織というふうになりますと、写真管理なり、いずれ環境省の交付金事業でございますので、書類的にもきちんとなさなければならぬのがございますので、できれば農業振興公社に元請というふうな形で全体的な管理をしていただいて、実施についてはその下請というふうな形になろうとは思いますが、可能であれば地元の建設会社さんというふうな形で考えてございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 地元の業者は、国の補助事業関係も十分やっていますよね。会計検査だつて通っているんですよ。それを安易に考えて公社というふうにして、公社はこの汚染牧草のすき込みについて何か特別な技術を持っているということがありましたら私は別だと思わすけれども、その辺もうちょっと考えていただければという思いがして質問をさせていただきました。これ以上質問しません。

それでは、次に行きます。

新規就農者支援、持続可能な農業経営のための具体的な施策であります。先ほど町長から詳細にわたりまして説明をいただきました。もう少し詳しく説明をいただきたいんですが、平成31年度の新たな事業というのは取り組んでいるんでしょうか、課長お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

新たな事業というのはございません。新規就農の関係でございますが、うちのほうの管轄ではございませんが、地域おこし協力隊2名が新規就農というふうな形で考えているようでございます。岸田さんについては、米プラス露地野菜ということで次世代人材投資事業の対象とはなるんですが、大友さんにつきましては少量多品目でいきたいということで、次世代人材投資事業の要件でございます、5年後に収入が240万円というふうな条件がございまして、これに達成できないということで、この人材投資事業には該当にはならないんですが、これは私のほうの補助事業ではなくて、多分ひと・しごとのほうだと思うんですが、地域おこし協力隊起業支援補助金というのが何か100万円を限度であるというふうなことでございますので、その辺で対応するのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 農業次世代人材投資事業ということで、これは県支出金ですね、1,575万円を結果盛り込みますけれども、そうしますと町で単独にこの方に、町長が移住・定住の関係123人というお話をしていますけれども、この方々も私は該当するのではないかと思うんですよ。ですから、新たな施策についての支援策というのは町では考えていないのかというのが1点ね。

あと加美町農作物等生産振興対策協議会が400万円の補助金を出していますよね。その中では、病害虫の防除関係を含めまして、食の安全の関係、あとは特産加工品の開発振興対策を効果的に推進するという大きい組織の協議会がありますよね、その辺の絡みと、私が質問しております新規就農の関係も含めてですけれども、持続可能な農業経営のための施策ということが、ここでも協議されても私はいいのではないかと思うんですが、その辺についての考えをお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） うちのほうがやっています農業次世代人材投資事業については、100%県支出金でやってございますので、あくまで県の要綱に沿った形でやらざるを得ないというふうなのが現状でございます。三浦議員さん言うように、単独での考えはないのかというふうな話でございますが、農林課としては今のところ考えてはございません。

あともう一つ、農作物等生産振興対策事業の400万円でございますが、この内容につきまして

ては、農業振興対策室長のほうからご答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（嶋津寿則君） 農業振興対策室長、お答えいたします。

農作物等振興対策協議会につきましては、主に産米改良、それから病害虫防除をメインとしてやっております、そのほかに食の安心安全、あとは特産加工というような内容のものになっております。

新規就農の部分については、こちらのほうの協議会のほうでは一応考えてはいないんですが、なお、今、農作物振興対策協議会の内部においても事業の見直し等をかけておるところでございます。農協でできるものは農協でできるもの、町で見えるものは町で見えるものということで、今回予算の組み替え等も行っておりますけれども、そういった中で、あくまでも産米、それから病害虫防除、そちらに重点を置いたものを活動のメインとして行うこととなっております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 町でせっかく移住・定住促進ということでやっているわけですから、県だけに依存することなく、町でも私は温かい目で定住してくださいということで図るべきではないかという思いが強いのでありますので、一言提言をさせていただきます。

そして、課長、農協とも短期、長期にわたってどう進めていくのかということは、今の町長における農業振興策が私は薄いのではないかと考えているんです。ですから、これから短期、長期にわたっての加美町の農政をどう進めていくのか、それについてJAとお話しされたことがありますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

農協さんと農政全般の話というのは、現在のところしてございません。ただ、農協さんのほうに各ネギとか部会がございまして、総会はもちろんでございますが、毎月の定例会にうちの担当者を出席させていただいて、要望なりご意見等をいただいているというふうな現状でございます。議員さん言うように、町と農協、こういう農業を主体とした町でございますので、農協さんと町が一緒になって方向性を決めるというのは当然大事なことなんだろうなというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 実は、前組合長のときには、そういった全般にわたって意見交換する機会がございました。しばらく持っていなかったものですから、昨年暮れに農協にご挨拶に伺って、組合長さん、専務、常務等々に定期的に持ちましょうというお話をしてまいりました。その後、組合長さんがちょっと体調を崩されましたのでまだ実現しておりませんが。

特に、町として具体的に提案したのは、せっかく農協が東京のクラブ生協とおつき合いが長いわけです。クラブ生協としても、農協のみならず加美町との結びつきというものを希望しているやにも聞いておりますので、ぜひ農産物の消費拡大といった意味からも、あるいはせっかく世界農業遺産に認定されましたので、そのクラブ生協の方々に加美町に来ていただいて、さまざまな農業体験もしていただく、そして加美町のファンになっていただく、そういったことのための取り組みを一緒にやってまいりましょうということを私は提案をしてまいったところでございます。恐らく、体調が改善すれば、そう遠くないうちに話し合いを持つ機会があるかと思っております。ですから、農協がやるべきこと、町がやるべきこと、あるいは両者が協力してやるべきことというのがあるんだろうというふうに思っております。

確かに薄いというふうなご意見もあろうかと思いますが、先ほど申し上げたように、町としてもさまざまな実は支援策を講じております。それから、新規就農者についても地域おこし協力隊、これも積極的に加美町が受け入れ、そして農業生産法人の皆さん方にも受け入れていただいておりますので、着実に定着、定住をしております。その際には、農業次世代人材投資事業を使っていただくなり、これもいろいろと担当課が支援をしながら、そういった計画に該当するように、事業に該当するように指導しているわけでありましてけれども、あるいはそれに該当しない方については100万円の補助金を出す、あるいは住む家とか農地の確保、こういったことなども地域の方々のご協力をいただきながら、町としても十分ではないかもしれませんが取り組んでいるところでございますので、引き続き、この中にはUターンの方もいらっしゃるんです。ですから、この地域おこし協力隊というものは、担い手を確保する上で私は非常に重要な手段だと思っておりますので、ぜひこれも、今後ともUターン者も含めて積極的に受け入れてまいりたいというふうに思っております。

また、この6次化支援事業、これは町の独自の事業でございます。第1号隊員も、今回この事業を使いまして新たに製品開発、あるいは店舗展開などもしております。それから、もう一つ、起業家支援の制度もございまして、この隊員に関しては両方の制度を活用して、みそ加工とか甘酒製造とかこういったことをしておりますけれども、このような定着した後の6次化による所得の向上のための町独自の支援策も講じておりますので、議員から、あるいは農協さん

から具体的にいろいろお話があれば、さらに新規就農者の支援をして、移住・定住の向上につなげてまいりたいと思っておりますので、何か具体的なお提案があればぜひ行っていただければと思っておりますし、農協とは、そういった形でより一層の連携を深めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 加美町の米生産関係については、俺から言うまでもないんですけども、種場も確保しますよね。それで、最終的にはラドファのご飯が加工して出荷しているんですよ。ですから、それは一連の流れなんですよ。ですから、先ほど振興対策協議会の中に産米改良ということがございましたですね。そのうち、農家はその米に依存するのが大きいんですよ。ですから、直接支払制度がもうなくなりましたよね。その額は多分4億円強だと私は記憶しているんですが、それがもうゼロなんですよ。ですから、良質米生産として23年ぶりにササニシキが特Aに格上げされましたよね。ですから、そういうのがここで生産しているんです。ひとめぼれもしかり、金のいぶきもしかり、あとだて正夢ですか、もうそれも既に加工として出しているんですよ。ですから、その辺の良質生産においての何か私は支援策があってもいいのではないかと。そこから、加美町から出たものは種場からいただく、その生産したものは即加工されると。もう一元化ではないですか。そういうのを私は考えてもいいのではないかという思いがしていますので、その辺の考えについて伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（嶋津寿則君） 農業振興対策室長、お答えいたします。

今、三浦議員のほうからもございましたように、種場から加工までということで、金のいぶき及びだて正夢ですね、今、宮城県のほうで大々的に売り出しているものについては行っております。その中で、この2品目については、今まだ県の登録制ということで、いろいろな方がつくれる状態にまづなっていないということをひとつご理解をいただきたいと思っております。

そういった中で、実際に、作付面積も徐々にはふえておりますが、その辺の技術的な部分、それから栽培技術的な部分につきましては、特別栽培米と同じ程度の技術を要するという部分もございますので、今、農協さんのほうでも県と一緒に一生懸命指導をやりながら作付面積の拡大を図っているところでございます。

なお、これらにつきましては、米の単価自体が、普通の一般の主食用米等よりも単価が高く設定されてございますので、その分のところで今のところ補っているものということで、町独自の助成ということは現在のところ考えていないということになります。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） ですから、私言っているのは、農協との話し合いも必要だし、なぜ特産物としてそれをしていないのかということ強く私は訴えたいんです。ですから、米ももちろんであります、秋冬ネギ、これはもう平成9年に国の指定産地として出ていますよね。少し平成29年の資料で古いんですが、80人が生産者、JA加美よつばですから色麻も含めましてですね。そのうち中新田が46人なんだそうです。そして、作付面積は52町歩、そのうち加美町が31.2町歩で作付していると。販売額が1億8,700万円余なんですね。そのうち加美町の方は1億1,000万円ほどの売り上げをしていると。現在、生産者が高齢化ということもあろうかと思いますが、なかなか作付の増には至ってないということなんですね。それも課題解決に向けまして、くどのような話になりますが、作付面積の増なり施設の検討等について、私はいろいろと協議して振興を図るべきではないかという思いがしております。

町長は、要するに農業所得の向上ということで薬草栽培関係やっていますよね。もちろんそれはいいと思うんですが、ですから、町長のあくまでも肝いりということもありますのですが、他の作物栽培との連携はどうなるのかということで提案をさせていただきますが、例えば「食と健康」と題しまして、色麻で栽培しているエゴマの関係とか玄米食での健康食品として金のいぶきの奨励関係も、推進ということで大いにやるべきではないかと私は思っているんですが、最後に町長の見解を聞いて終わります。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、ネギでございますが、実は東京の全国交通会館の中にふるさと帰支援センターがございまして、そこに多くの方々が、移住・定住を希望する方々が情報収集に参るわけでありまして、宮城県のブースもございまして。加美町は、いち早くその会員になりましてセミナーをやってきておりますけれども、実はそこに、ネギ農家をやりませんかというチラシを置いていただいております。加美町に来て農業をする一つの選択肢として、ネギの栽培に取り組みませんかということをお大分アピールしております。

ことしに入って、去年の暮れでしょうかね、1組のご夫婦が来て、大分ネギ農家、ネギの栽培に関心を持っておられて、鳴瀬地区のあるネギ農家さんなどにもお訪ねをしたんですけれども、そういった形でどうしても高齢化しておりますので、新たな担い手が地元がいなければ、よそから来てもらってでも若い担い手が必要であろうということで、実はそういった取り組みもさせていただいているところでございます。余りご紹介する機会がなかったんですが、そう

いった取り組みはさせていただいております。

また、薬草であります、これは長期計画で、一つはブランド、町の薬菜という山がありますから、そういったイメージ、ブランド化ということもあって、長期的なスパンで団地化した、生産地化したいというふうに思って取り組んでいるところであります。

議員がおっしゃるとおり、食、健康というキーワードでもって、薬草のみならずほかの作物も売り出していくという、こういった戦略ということは非常に大事だと思っています。それが、エゴマがいいのか、玄米、金のいぶきがいいのかは少し検討させていただきたいと思っています。

なかなかエゴマも需要はありますが、栽培農家がふえていない、栽培面積がふえていないんですね。どうも栽培に大分手間暇がかかると、収穫にもかかるということで、ふえていないというふうなことも聞いております。どうやったら加美町でもエゴマなどにも取り組んでいけるのか、あるいは金のいぶきについては平成30年度の実績では20ヘクタールでございます。平成31年度は、農協としては34ヘクタールにふやしたいというふうな目標を持っているようでありますので、ぜひこの辺は農協と連携をとりながら、こういったことも産地としてアピールできればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、17番三浦又英君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時50分まで休憩とします。

午後3時41分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告4番、10番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔10番 一條 寛君 登壇〕

○10番（一條 寛君） それでは、通告に従いまして、3問について質問させていただきます。

まず初めに、障がい福祉計画についてお伺いいたします。

第5期障がい福祉計画には、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等の整備については、利用者のニーズと圏域内の実情を勘案し、町内で1カ所の面的整備を目指し、利用者のニーズに応えるための体制づくりに努めるとあります。施設入所者

の地域生活への移行にも深くかかわることであると思いますので、地域生活支援拠点整備への取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、一條 寛議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、この地域生活支援拠点についてでありますけれども、地域における障がい福祉サービス体制の充実の面で大切な課題でございます。国の方針も、各市町村または圏域ごとの整備を基本としていることから、町の第5期障がい者福祉計画に位置づけているところでございます。

整備に向けた考え方といたしましては、地域の実情を踏まえながら、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを進めることが大切であります。現在のところ、機能を1カ所に集中する多機能型よりも、既存の社会資源を最大限活用する面的整備型、これは分散した整備でありますけれども、として町内の社会福祉施設等を活用したサービス提供を進めていきたいと考えているところでございます。加えて、安心してこの地域で生活していただくための機能として、相談機能の充実、そして緊急時の受け入れ体制の充実が特に重要であると考えております。

相談機能充実についてであります。町内2カ所の指定特定相談支援事業所に加え、障がいに関する一元的な相談窓口や、それぞれの相談事業所の連携を強化する基幹相談支援センターの設置について、今後検討してまいりたいと考えております。

緊急時の受け入れ体制についてであります。短期入所の活用が主なものとなりますけれども、町内で1つの事業所が3人定員で運営をしているほか、大崎市で6事業所が29人分、遠田郡で2事業所が9人分の指定を受けている状況です。受け入れ先の拡充のため、今後、社会福祉法人等の事業所に対する働きかけについても検討してまいります。

居住支援としましては、共同生活援助（グループホーム）がありますが、現在、町内には施設はございません。近隣では、大崎市で7事業所が108室分、遠田郡で2事業所が12室分の指定を受けております。運営については、社会福祉協議会や社会福祉法人、病院などが行っております。町内へのグループホームの整備については、第5期計画においてサービスを提供していただく事業所の参入を促すこととしていますが、運営方法や支援体制の構築、さらには昨今の人手不足等もあって厳しい状況にはあります。今後も取り組みを継続してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお伺いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 第5期計画には、施設入所者の地域への移管を、参入を進めるとありますけれども、今現在、施設に入所されている方の入所先及び入所者の障がい状況等について、まずお伺いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

施設入所者の入所先と、あと障がいの状況ということでございます。データとしましては、平成30年の12月に利用されている方の数ということになります。全体ですと26名で、施設数としましては12施設になっております。施設については、大崎市が2カ所、あと黒川郡、栗原市、仙台市、あと仙南圏域というふうに分散しております。利用者につきましても、大崎市に5人、そのほか黒川郡10人ですとか、栗原市、仙台市、仙南圏域という形で分散しておりまして、トータルで26名の方が12の施設を利用されているというような状況です。

その障がいの状況ということでございます。区分3の方から区分6の方までいらっしゃいます。区分3が2名、区分4が6名、区分5が8名、区分6が10名というふうな状況になっております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） なかなか加美町には障がい者のグループホームがないわけですが、グループホームの整備ができない状況の中で、今、施設に入っている方を地域に移管させると、移行させるということは可能なかどうか。グループホームがなくとも、家族で介助できるような状況が可能なかどうか、その辺の認識をお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

今の障がいの程度というものにもよるわけですが、重度になってくるほど、なかなか受け入れる体制というのが難しくなってくるんだらうなど。ただ、国のほうとしましては、障がいを持つ方も健常者の方も、ひとしく地域で暮らせるようにということを目指しているということでもございますので、できるだけそういった形に向かえるように考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） グループホームが大崎市に7施設で108名、あと美里町に2施設12名の

分があるということですが、ここに加美町の障がい者の方は入居できるのかどうかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

加美町からも入居は可能ということでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） グループホームにもいろいろあるんだと思うんですけども、重度の障がいを持った方、支援区分で5とか6とかという方が入れるようなグループホームというのは、この大崎市また美里町においてはあるのかどうか、また、県内にはどのくらいそういう施設があるのか、おわかりであればお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

それぞれの施設がどこまでの重度障がいの方まで対応するのかというところまで、ちょっと今手持ちはないんですけども、ある程度のところまで入居できるものだというふうには認識しております。加美町からは、先ほどお話ししましたとおり、支援区分5、6という方が18名ということになっていますので、そういった施設を望む方も多いのだろうというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、重度障がいをお持ちの家庭で、親御さんがかなり高齢になって親亡き後という形で、その後、そのお子さんがどのような形で生活していけばいいのかという形でいろいろ相談すると、早目に施設に申し込んでおきなさいとかというアドバイスがあったりというような話も聞きます。できるだけ住みなれた地域で住みたいのだということで、何とか重度障がいの方も入居できるグループホームをというお話を聞くわけですが、なかなか重度障がいの方のグループホームの整備というのは、県内でもなかなか進んでいないように聞きますけれども、この辺さっきの答弁にもありましたけれども、報酬単価が安いとか人手が確保できないとかという理由があるようですけれども、この辺、そのほかなかなか整備が進まない理由、そのほかありましたら何かお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

今お話ありましたとおり、障がいを持つ方の親御さん等は、自分たちがいなくなった後ということで非常に心配されているということでございます。正確に把握しているわけではないんですけども、将来的に親が高齢した場合に、施設かグループホーム、そういったところにお子さんを入れたいというような要望というか、そういった声は何件か聞いております。

ちなみに、今、加美町で施設への入所を待っている方というのが大体11人ほどいると。先ほど話しました各地区の施設なんですけれども、7施設に11人と。ただ、県内でも定員いっぱい、今95%ぐらいまで入居率があるということで、なかなか空きがないというような状況のようです。

そのグループホームの整備が進まない理由ということで、今言われております慢性的な人手不足というのがあると。以前の議会の一般質問でも、一條議員さんのほうからも介護の現状についてということでご質問ありました。その際にもお話しさせていただいたとおり、介護の現場というのはなかなか人手不足が常態化していると。常に募集をかけているんですけども、充足することがないというようなことで、そういったこともあって事業者の方がなかなか参入できないと、特に郡部のほうですね、そういったところでは参入できないというような状況があるようでございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 報酬について、平成30年度の報酬改定で障がい者の重度対応型のグループホームの類型が新設されたということですが、どのような制度になり、どのように報酬が改定されたのかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

平成30年度のグループホームの類型が新設されたということですが、平成30年の法改正によりまして、共同生活援助いわゆるグループホームのサービスの中に、重度障がいがある方への常時の支援体制を確保すると。そのための日中サービス支援型というものが新設されております。共同生活援助というのは、これまで主に夜間ということに限定してその援助を行っていたわけですが、日中サービス支援型というのは24時間の支援体制ということになります。そういった形で、緊急時の受け入れとしての短期入所、そういった部分でも併設されるということで、その夜間の対応も十分にできるようにということで、その人員配置に対して報酬体系の見直し等も行われているというようなことございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今回の報酬改定で、夜間も十分な人員配置が可能となるというような答弁がありましたけれども、これによって重度障がいの方も入所できるグループホームの建設が進むとお考えになられているかどうか、その辺の考えをお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

報酬の面ではある程度の改定がされたということですが、先ほどちょっとお話ししたとおり、募集をしても集まらないというような現状はあるようでございます。法改正によりまして日中サービス支援型ができたということで、以前に比べますと事業所側としては受け入れやすくなっているんだろうとは思いますが、その求人、応募状況ですね、そういった部分がネックとなっているようですけれども、その辺については、今後、国ですとかそういったところでも検討されていくのではないかとこのように期待しているところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 重度だけでないんですけれども、グループホームを建設する場合の国の補助金等にはどんなものがあるか、お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

これは、グループホームに限ったことではないんですけれども、社会福祉法人等が障がい福祉サービスに関する事業所を整備するといった際に、国ですとか県から社会福祉施設等整備費補助金というものがそれによって支援されることになっております。こちらにつきましては、国が2分の1と、県が4分の1、あと自己負担4分の1という形で整備されると、そういった支援があるということでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） この補助金を活用するためには、どのような手続とございますか、これ県が申請することになるんでしょうか、町も利用可能なのかどうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

グループホームの整備につきましては、基本的にこれは、先ほど言ったとおり、社会福祉法

人ですとかそういった事業所が主体となるということですので、町が運営ということは対象と
なっていないということでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 国が2分の1、県が4分の1、事業者4分の1ということですが、
これに、この事業者4分の1の部分に町が独自で支援するとかというようなことは可能なん
でしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

自己負担分4分の1に対しては、町が独自に補助できるのかと。ちょっと要綱のほうとか詳
しく見ているわけではないのでわかりませんが、可能かどうかはちょっと別としまし
て、まだこの制度が始まって、ほかの事例として町が上乘せしているというのを、ちょっと私
聞いた例がないので何とも言えないんですが、今のところそういった例がないとなると
難しいのかなというふうには思います。ただ、これについては今後ほかの団体の動向等、そう
いったものを見ていかなければならないというふう考えております。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 次に、グループホームの建築基準法上の取扱いが改正されたようなん
ですが、この改正内容について伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

グループホームの建築基準法上の取扱い改正ということで、これまでグループホームにつ
きましては、寄宿舍ですとか共同住宅という取り扱いでございまして、一般の住宅と比べま
して耐火性の面で厳しい基準が適用されておりました。それについて、今回の改正によりま
して戸建て住宅等をそういった福祉施設に転用する場合、そういった場合については迅速に避難
できる体制、措置を講ずるという条件はつくんですが、その耐火性の部分で規制が若干緩
くなっているというようなことでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） この辺の建築基準法上の改正や、また、報酬改定とかその辺のいろ
いろ変わった部分について、いろいろな受け入れといいますか、運営するような社会福祉法人に

対する周知とかはきちっとされているのでしょうか、どうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

こちらのグループホームの整備に関する各地の情報ということでございます。先ほどお話ししましたとおり、社会福祉法人ですとか事業所、そういったところが対象になるということで、国県の補助金ということでございますので、この事業所の指定については宮城県が行うということになっております。

そのサービス事業所を運営する法人につきましては、制度改正の情報ですとかそういったものは、宮城県のほうから直接法人のほうに提供されているというようなことでございました。また、その事業所を開設したいというようなことで町に相談等ありました場合、町からもお知らせできるような情報を提供すると、あるいは県ですとか福祉事務所のほうにつなぐというようなことをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、加美町にあるいろいろな障がい者の施設は、莱夢もパルコも、あとそのほかの施設も、多くの部分は町が施設を整備して、そして社会福祉法人に運営をしていただいているという状況だと思うんですけども、このグループホームについてもそのような形で整備することはできないのかどうかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

各事業者の方が町内に施設を整備したいというようなケースについてですけれども、今、例のありました莱夢ですとかパルコさん、こちらにつきましては当初から町の遊休施設と申しますか、あいていた施設があったと。そこを利用したいというような流れでいったんだと思います。そういう形であれば、町の施設ですとかそういった遊休施設を活用するという事は可能だと思うんですけども、ただ実際に施設を運営する法人のまだめども立たないというような、実際どこがするかわからないというような状況のままで、施設だけ先行して整備するというのはなかなか難しいだろうというふうに考えます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 県は、共生型グループホームという形で、高齢者用のグループホームと障がい者のグループホームを併設しているケースが、それを進めているような情報もあります

けれども、この辺の共生型グループホームとはどのようなものかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

障がい者の施設、高齢者の施設というものについては、今後、共生型サービスというものが、そういったものの利用というものが出てくるということで、国のほうの考え方ということなんですけれども、障がい者の方が65歳以上になっても使いなれた事業所、そういったところでサービスを利用しやすくすると。また、福祉に携わる人材に限りがあると先ほど来申し上げていますが、そういった実情がございます。そういった数少ない人材をうまく活用しながら適切にサービスを提供するというような観点から、国のほうの社会保障審議会のほうで、こういったホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、こういったものなどについて、高齢者と障がい者がともに利用できる共生型サービス、こういったものの創設ということについて盛り込まれているというような内容でございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、加美町で高齢者のグループホームを運営している事業者に対しまして、このような情報提供をし、相談等をされたことはおありでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

具体的に、そういった事業所のほうに町からというのはちょっと私も把握していないんですけれども、そういった国の施策ですとかそういったものについては、事業者の方から問い合わせ等あれば当然お知らせするというふうにしておりますし、今後も機会を捉えてPRですとか情報提供に努めていきたいと考えております。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 県内では、大体12施設ぐらいがこういう形で運営されているようですけれども、それを運営している社会福祉法人等も県のネットなんかでは公表されているようですけれども、そのような事業者と接触する考えはおありになるかどうかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

こういったサービスを必要とする方は今後ふえてくるだろうと、また、そういった声も出てくるだろうというふうに思います。ですから、そういった声の高まり等も受けまして、町と

してもいろいろな情報収集ですとか事業者への情報提供、あるいは働きかけと、そういったものはやっていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 最後に町長にお伺いします。町長も、重度障がいをお持ちの家族の方から、直接グループホームの設置の要望を受けたと思いますけれども、どのような要望を受けられたか、それを受けてどのように感じたというか対応しなければいけないと感じたか、その辺をお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 以前、何人かの方からご相談、ご要望がありまして、ある社会福祉法人のほうにはお話をさせていただきまして、町のほうから、ぜひ加美町にグループホームというふうなことで、一時は前向きなご回答もいただいたんですが、その後なかなかその事業が進まず今日に至っているわけでございます。

当然、保護者の方々は高齢になってきておりますので、やはり親亡き後の障がいをお持ちのお子さん方のご心配というものは、当然これは大きなものがあると思っています。町としても、何とかそういった整備に向けてこれからも、町独自で設置できませんものですから、そういった法人をお持ちのところにお伺いをして、設置していただけるように働きかけをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 各事業者に強力に働きかけをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

児童虐待防止について伺います。千葉県野田市において、小学校4年生の女の子が親から虐待を受け、命を落とすという痛ましい事態がまたもや起きてしまいました。父親の威圧的な態度に屈した教育委員会や児童相談所の不手際などが批判されております。児童虐待防止へのこれまでの取り組みと、政府が発表した児童虐待防止対策体制総合強化プラン等も踏まえた、今後の児童虐待防止への取り組みの考えをお伺いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 初めに私から、その後、教育長からも答弁させていただきます。

議員からご質問ありましたように、千葉県の虐待、大変残酷な事件、大変悲しい痛ましい事

件だというふうに思っております。未来ある子どものとうとい命が失われたということ、残念でなりません。我が町に限らず日本全国、二度とこういったことが起こらないように、それぞれの自治体、関係者、未然防止に取り組んでいく必要があるだろうということを改めて思っているところでございます。

さて、児童虐待に対してのこれまでの取り組みでございますけれども、虐待等を受けるおそれのある児童は、要保護児童として登録をいたします。登録された要保護児童のご家庭に、子育て支援室の保健師や児童家庭相談支援員が定期的な訪問や電話連絡、必要に応じて面談を実施しております。そういった活動を通して、状況の把握や家庭支援に努めているところでございます。

また、児童虐待防止対策実務者会議を、警察、児童相談所、保健福祉事務所、教育委員会、学校、園、主任児童委員等の関係機関に出席をいただきまして、3地区で年間それぞれ3回開催をしております。要保護児童やその世帯に対する情報の共有、支援の方向性などを協議いたしまして、関係機関での役割分担を通じて、それぞれの機関が責任を持ってかかわる体制を整え、児童虐待等の未然防止に努めておるところでございます。

一時保護などの緊急性が生じる場合は、随時個別支援会議を開催して、関係機関と連携をとりながら対応をしているところでございます。加美町は、現在に至るまで、関係機関との情報共有や支援の方向性が円滑に図られていることから、重篤な児童虐待の未然防止につながっていると考えております。

全国的に児童相談所への虐待の相談件数が年々増加してきておりまして、児童相談所や市町村の体制と専門性の強化のため、平成30年12月18日に児童虐待防止対策体制総合強化プランが決定されました。このプランは、児童相談所の体制や専門性の強化とあわせ、市町村での相談体制の強化のため、市区町村子ども家庭総合支援拠点を2022年度までに設置することと、要保護児童対策地域協議会調整機関に常勤の担当者を配置するなどが明示されております。調整機関担当については保健福祉課と兼務でありますけれども、現在1名、町では配置をされております。

虐待防止市町村子ども家庭総合支援拠点については、子育て世代包括支援センター、（俗称）日本版ネウボラと言われているものでありますけれども、それとの一体的な設置に向けて職員間で検討を行っております。

このことにつきましては、何度か議会でも答弁させていただいておりますが、事業についてはおおむね各係で実施できておりますが、施設面の整備、人員配置や組織体制等の課題があり、

設置に向けてのまだまだ課題がありますので、現在そういった検討を進めているところでございます。子どもとその家族、妊産婦等を対象とした総合相談窓口を設置できるよう、継続して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。どうぞよろしく申し上げます。

児童虐待防止について、教育委員会の立場から一言答弁させていただきます。学校現場における児童虐待防止に関しましては、学校及び教職員に対して、児童虐待を早期に発見し、虐待の被害を防止するための適切な対策をとり、児童生徒の安全を確保することが虐待防止法において求められております。

このような中、学校におきましては、日ごろから児童生徒の様子を観察し、体にあざがある場合や急激に痩せるなどの体格の変化等ふだんと異なる様子が見られた場合には、児童生徒から話を聞き、必要に応じて関係機関へ連絡するなどの対応を行っております。

また、児童虐待が疑われるケースを含めまして、課題を抱える児童生徒については、学校内でケース会議等を開催し、子育て支援児童虐待防止対策実務者担当会議に出席し、関係機関との情報共有を行うとともに、関係機関との連携協力の上、問題解決に努めております。

加えまして、いじめに関するアンケート調査を年3回実施しております。調査項目におきましては、家族からの暴力等を受けたことがあるのかということも聞いております。しかし、現在のところ重篤な問題となるような児童虐待に関する記述はありません。

今後も、児童虐待等による悩みを抱える児童生徒の心の相談に当たるため、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの配置など、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、児童相談所、警察、子育て支援室等の関係機関との連携を図り、児童虐待の予防から早期発見、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に至るまで、切れ目のない支援を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 国は、虐待が疑われる全てのケースの、1カ月以内の緊急の子どもの安

全確認を行うようにと指示があったと思いますが、それに対してどのように対応されたかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

議員ご指摘のとおり、2月1日から一度も学校に登校していない、確認できていない児童生徒の調査が、文科省から依頼を受けて実施をさせていただいております。本町においても、各学校等で調査をしていただきまして、その調査の内容としましては、学校教職員による面会、あるいはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との面会ができていないか、いないかといったものも含めて調査をさせていただいております。

現在、不登校関係につきましては、2月1日以降一度も登校していないというのが、小学校で1名、中学校で20名おりました。この中で、2月1日以降一度も面会ができていないというケースは2件ほどございました。そのうち1名に関しましては、直接教員あるいはスクールソーシャルワーカーが面会はしてございませんが、休日友達と外出している姿なり、あるいは中から声が聞こえているという子どもの声も確認してございますので、こちらは児童虐待の疑いはないだろうということで報告をさせていただいております。

もう一人につきましては、現在、子どもの確認が全くできていないということで、これに関しましては、子育て支援室、あるいは警察署、それから児童相談所といろいろな情報を共有しながら対応に当たっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） それから、もう1点、国から、子どもからの虐待の申し出などの通告元を明かさない、また資料も一切見せないルールを徹底するなどの対策をとるようというようなお話もあったと思うんですけども、これに対する対応はされているかどうかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

児童虐待防止法第7条第1項で、通告した者を特定されるものを漏らしてはいけないと定められております。それで、そのように対応しております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 野田市での場合、個人情報保護法に違反する、また情報公開条例等にも

違反すると。このようなときは、即、弁護士等に相談して対応すべきだったというような指摘もされておりますけれども、この辺の、町の顧問弁護士との対応というか、その辺はうまくいっているのかどうか。万が一そのようなことがあったとき、きちっと弁護士からアドバイスいただけるような体制になっているかどうかをお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

町では顧問弁護士を委託しておりますので、必要な案件等あった場合に、担当課から案件をいただいて顧問弁護士と相談するという体制は整っております。ただ、子育て関連については、これまでなかったということでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 児童虐待の相談件数が毎年過去最高を更新しているようですけれども、その要因をどのように捉えておられるかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

子育て支援室のほうでは、最近の児童虐待の発症原因というのは、保護者の方の心の病とか、あとは子育てがなかなか難しい保護者、それからお子様が育てにくさを持っている、何か課題を持っている方が多くなっております。貧困、経済的というものは、なかなか子どもを育てることができない環境で育ったり、そういう今環境にいるということで、かなり個人的に濃厚な支援が必要な方が対象となっております。そのような方が、だんだん、やっぱり世の中大変なストレスがたまる世の中ですので、ふえてきているのではないのかなと感じております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今いろいろな要因をお話しいただいたわけですが、そのような要因に対応して、虐待を防止するような職員の専門性なり、かなり職員の方も難しいのかなと思っておりますけれども、その辺、答弁でも若干あったような気はするんですけれども、専門性を持った職員の体制整備はできているのかどうか、再度お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

虐待の直接の担当は、子育て支援室の保健師1名と、それから知的・身体施設の施設で長らく勤務されていたベテランの職員の方1名、それから児童相談所で心理判定員をしていたことがあ

る方1名、そのお二人が家庭児童相談員ということで従事しております。ただ、毎日というわけではなく、週に2日とか3日という体制で、人的には非常に手薄かなと思いますが、3人の方はとても非常に熱心で、積極的に研修会に参加されたりとか、とても専門的な支援をしているような状況でございます。

ただ、今、虐待予防のためのケース支援が主な仕事となっております。本来であれば、ケース支援だけでなく、地域の方々が気楽に相談に来れるような窓口を設置しなければならない状況という課題が残っておりまして、そのことについて来年度も続けて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今の答弁に関連しますけれども、さっき町長からの答弁でも、子育ての悩みなどの相談に応じる子ども家庭総合支援拠点、これを政府は2022年度までに全市町村に設置する目標を掲げておりますけれども、さっきの答弁では、まだ何年度までにという明確な答弁はなかったんですけれども、これは2022年度まで設置は可能と、設置すると捉えてよろしいかどうかをお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 来年度の3月までに、子育て世代包括支援センターの設置義務があります。議員の皆様からも、何度もネウボラについて質問を受けておりまして、職員もどうかして体制を整えられないかということで何度か話をしている状況で、小さな町なもので別々のものではなく、地域包括支援センターは妊娠期からの虐待予防のための相談場所、そして拠点のほうは、虐待があった場合そのお子さんが最終的に自立して、自分の生きがいを持って生活できるような相談場所ということで、それを一体化して、今ある施設、今あるスタッフをちょっと工夫して設置できたらなと考えております。地域包括支援センターが来年度の3月末ですので、できれば早目に設置したいなとは考えておりますが、それも関係機関の協力と皆さんのこれからの話し合いで進めてまいりたいと思っております。どうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） かなり保健福祉課の施設は手狭だと思うんですけれども、場所的には、スペース的には、支援センターと総合支援拠点を設置できるのかどうか確認したいと思ひます。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 場所的には、現在の場所では確かに狭いかもしれないんですが、あるものを有効に活用するというのも大事だと思いますので、できれば、あるものを有効に活用して、どのような人材、職員の配置とか、あと足りない職員をどのようにするかということでソフト事業を工夫して、できれば本当に最低限でハードを工夫しなければいけないのかなとは考えております。ただ、町とまだ大きな協議は公的にはしておりませんので、一応子育て支援室ではそのような形で進めたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 子どもの虐待の通報や相談を24時間受け付ける全国ダイヤル「189（いちはやく）」が、今年度の補正予算で、今まで相談料は無料でしたが、今回、通信料まで無料になるということですのでけれども、その辺の通信料無料になることも含めた周知と啓発はどのように進められるかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 今までは、お決まりのポスターを張ったりとかチラシをまいたりとか、関係者にチラシをまいたりという形で啓発しておりました。この虐待が非常に多くなってきまして、3月1日の新聞の第1面には、この189（いちはやく）が掲載されております。町でもホームページの活用、それから広報4月号から、この189（いちはやく）を掲載しなければならないのかなと思ひまして、担当者に今依頼中でございます。地域みんなで子どもたちを守り育てていかなければならないとすると、広く啓発が必要かと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 虐待する人は、5年以内に半数が転居するという調査結果もあるようですが、この辺、転入者への目配りも大事なのかなと思ひますけれども、この辺の転入者に対する、お子さんを連れての転入者について、どのような対応を考えておられるかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

最近やはり住民でない方が、お子様を連れて転入される方が、そして課題を抱えて入っている方が多くなってきております。前住んでいる自治体のほうから、ちょっと気になるケース、

あと要保護でかかわってもらっていたケースは直接連絡が来ますので、そのあたりを連携して町のほうでも受け入れている状況でございます。

また、何も情報がないまま転入されている方もいらっしゃいますが、子どもが施設に入所しているとか学校に入っているとか、いろいろな形で住民の目もありますので、地域の方から支えられて情報を提供いただいているというケースもございます。きめ細かくできるところで支援をしてまいりたいと思います。とても、よそから入ってきている人は、頼る人もなく非常に寂しい思いしておりますので、やはり心のサポートもしていかなければならないのかなと思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 先ほど答弁でも要保護児童対策地域協議会について答弁ありましたがけれども、この協議会の児童虐待への対応力向上のために、今後より取り組んでいかなければいけないような課題といたしますか、考えがありましたらお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

要保護児童対策地域協議会は、町のほうでは年一、二回開催しております。これは、地域のネットワークづくりのための会議でございます。そのほかに実務者会議といたしまして、地域全体で子どもを見守ろう、サポートしよう、役割分担をしようということで、それは先ほど町長も答弁しましたが、年3回開催しております。そのほかに個別会議ということで、1人の世帯、1つの世帯、お子様について、関係者がいろいろな役割分担したり課題を見つめたり、今後どのように支援していこうかなという細かいところは個別支援会議、そのほかにケア会議とか、その都度その都度、その世帯、お子様をサポートするための打ち合わせは実施して、なるべく関係機関に協力をいただいて、支援いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） あと保育所、こども園、幼稚園などに入園しないで、福祉サービスを利用していない子どもは地域社会の見守りの目が届きにくく、そういう届きにくい未就園児を対象にした家庭訪問事業は、今進められているのかどうかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

現在、3カ月と4カ月のお子様の全戸訪問を地域の民生委員さんにしていただいております。どうしてもお会いできない場合は子育て支援室がお伺いするというので、今のところ気になったお子様の報告は出ておりません。

また、最近、小さなころから施設を利用される方が多くなっているんですが、地域には子育て支援センター、それから子育て広場がございまして、その職員の皆様も、なるべくその地域のお子様に来ていただいて、楽しく子育てしていただくということで、いろいろと頑張っております。ぽつんと一人で子育てしている人がいないように取り組んでいるような状況でございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 町で掌握できてないような、小さいお子さんから幼稚園ぐらいまで入っている方では、その年代ではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長です。

町では、乳幼児健診等もきちんとされておりまして、そちらに来ない方は、健康推進係の職員のほうがきちんとサポートしているような状況です。今のところ、何もかわりがない世帯、お子様がいないと信じております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 教育委員会にお伺いします。文部科学省で、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」や教職員用の研修教材「児童虐待防止と学校」を作成し、配布しているようですけれども、この研修状況をお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

文部科学省におきまして、養護教諭のための児童虐待の手引、あるいは児童虐待防止と学校というようなものの資料を配布しているということでございます。この手引等でございますが、平成19年に作成されているということで、10年前に作成されているものなので、現在もそのものが残っているかどうかはちょっと確認できておりませんが、いずれもホームページ上に掲載されてございますので、入手は簡単にできるだろうというふうには見ております。

学校での研修状況でございますが、現在、各学校におきましては、いじめ防止基本方針とい

うものを各校それぞれ規定させていただいておりました、その中で児童虐待の早期発見、あるいは連絡体制等の確認、あるいは情報共有を学校内でされているという状況でございます、学校での研修について虐待に特化したものは行われていないという状況でございますが、いずれも生徒指導等の一環としまして、職員会議等で実施されているというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今回の野田市の事件においては、女の子の母親が父親からDVを受けていたということであります。このことを踏まえて、DV対策も必要と思いますけれども、この辺、加美町においてのDV対策はどのようになっているかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

DVで直接的な担当は県の福祉事務所でございますけれども、加美町の場合は、お子さんを抱えたDVの場合は町で対応しております。ただ、重篤の場合、緊急性がある場合は、警察に通報したり県のほうに相談したりということをつないでおります。実際、月に1件ほどはございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） このような痛ましい児童虐待が絶対に起こらない、加美町においては絶対起こらないように、町民も挙げて、職員の皆さんも全力で防止対策に頑張っていただきたいと思っております。

次に、風疹拡大防止対策についてお伺いします。

感染が拡大している風疹対策として、政府は今年度の第2次補正予算に、ことし4月から、定期予防接種の機会がなかった男性を対象に、原則無料でワクチン接種を実施するための予算を確保しました。それを踏まえた我が町の対応をお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、風疹とはどういったものなのかということでございますけれども、感染力が非常に強い疾病であります。妊娠中の女性が風疹に感染しますと、生まれてくる子どもの目や耳に障がいが生じる先天性風疹症候群のおそれがあると言われております。また、感染力はインフルエンザの5倍とも言われております。このため、予防接種法においては、風疹

は特に予防接種を行う必要があると認められる疾病とされておりまして、定期的な予防接種の対象となっております。

予防接種の状況でございます。風疹の予防接種につきましては、現行制度においては、乳幼児期と小学校就学前の2回予防接種を受ける機会が設けられており、加美町の接種状況を見ますと、第1期、これは1歳から2歳未満でありますけれども、接種率が98.7%になっております。また、第2期の5歳から7歳未満の接種率は94.6%と、国の目標であります95%と同等、またはそれ以上の接種率となっております。

一方で、過去の予防接種の制度上、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性、39歳から56歳ぐらいが該当しますけれども、公的な予防接種を受ける機会がなかった世代であります。抗体保有率を見ても、女性や他の世代の男性が約90%であるのに対し、この世代の男性は80%と低くなっております。

今回、新たに国の風疹の追加的対策を実施する背景といたしますのは、昨年7月以降、特に関東地方において、30代から50代の男性で風疹の患者数が増加していることが挙げられます。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に際して、さまざまな国から多くの来日客が見込まれますことから、感染の拡大を防止するための対策を講じるものでございます。

今回の対策の対象者は、抗体保有率が低い、先ほど申し上げました昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの男性、加美町では該当する方が2,332人いらっしゃいます。2019年から2021年度末までの3年間で、段階的に原則無料で検査及び予防接種が行えることとなっております。

2019年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの男性、こちらは対象人数が1,023人としまして、初めに抗体検査を受けていただき、抗体がないことが判明した方に対しワクチン接種を行います。対象となる方には、町から無料クーポン券を発行し、それを持参して医療機関で抗体検査を受けていただくこととなります。そういった取り組みを行うために、現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） ほぼ全て答えていただいたので特別再質問もないんですけども、一つ問題なのは、この年代、日中働いている方が大半だと思います。なかなか日中、医療機関に行くこともできないとか、会社の休みをとれないとかいろいろな状況もあるんだと思いますけれども、この辺の事業者への協力要請とか、この辺はどのように考えておられるかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

今ご指摘のとおり、この年代の場合、働く世代が多いと。男性ということで。国のほうで、これはまだ決まった事項ではないんですけれども、基本的に医療機関で抗体の検査と予防接種を受けていただくんですけれども、そのほか町の特健康診査、そちらで抗体の検査をするですとか、あと事業所の健康診断で実施していただくとか、そういったことも想定しているようです。そういったことで、可能な限り受診する機会をふやすというふうに国のほうでは考えているというようなことでございます。それで、国のほうの方針等が出ましたら、今後、関係機関とさらに内容を詰めていきたいと、医師会等とも連携しながら詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） しっかり該当者への、該当者だけではなく町民への周知徹底、風疹の怖さ、我々も余り、インフルエンザの5倍とか、そばにいただけで感染するという状況で、感染したらお子さんにまた感染すると大変なことになるというようなことでもありますので、しっかり風疹の感染拡大の防止に努めていただきたいということをお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、10番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしといたします。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日は、これで延会といたします。

なお、あすは午前10時までに本議場へご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後4時53分 延会

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月5日

加美町議会議長 早坂伊佐雄

署名議員 伊藤信行

署名議員 佐藤善一